

第四次東久留米市民地域福祉活動計画

(案)

令和7（2025）年3月

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会

目次

第1章 活動計画の概要	1
1 活動計画改定の趣旨	2
(1) 計画改定の背景	2
(2) 計画改定の目的	4
2 活動計画の性格及び位置づけ	5
(1) 計画の性格	5
(2) 計画の位置づけ	6
3 活動計画の期間	7
第2章 活動計画の基本方針	9
1 計画の基本理念と活動方針	10
(1) 基本理念	10
(2) 活動方針	10
2 活動目標	11
3 計画の体系図	12
4 福祉関連団体アンケートの主な意見	14
第3章 活動計画の推進事業	23
相談からはじまる取り組み ～市社協の役割～	24
事業1 地域での具体的な取組みの拡充・課題解決の仕組みづくり	26
(1) 小地域福祉活動の更なる推進	26
(2) 地域拠点整備事業	28
(3) 福祉のコーディネート機能の充実	30
事業2 福祉学習、ボランティア活動の推進	32
(1) 福祉学習啓発事業の充実・ボランティア養成	32
(2) 災害ボランティアセンターに関する活動	34
事業3 福祉関連団体等との連携・協力の充実	36
(1) 福祉関連団体連絡会・研修会の開催	36
(2) 福祉関連団体の活動の支援・参画	38
事業4 市民の自主的な地域福祉活動の支援	40
(1) 福祉活動に対する助成金の交付	40
(2) 共同募金事業の実施	42
事業5 地域生活支援サービスの充実	44
(1) 判断能力が十分でない方の支援事業の拡充	44
(2) 本人の尊厳を守る成年後見制度の利用促進	46

(3) ふれあいサービスの充実.....	48
(4) ファミリー・サポート・センター事業の充実.....	50
(5) 地区センター管理運営事業の実施.....	52
(6) 低所得世帯等の貸付事業の実施.....	54
第4章 活動計画の推進方策.....	57
(1) 事業進捗状況の点検.....	58
(2) 事業の評価.....	58
(3) 計画の見直し.....	59
参考資料.....	61
市民地域福祉活動計画策定委員会審議経過.....	62
市民地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	62
市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	62

第1章 活動計画の概要

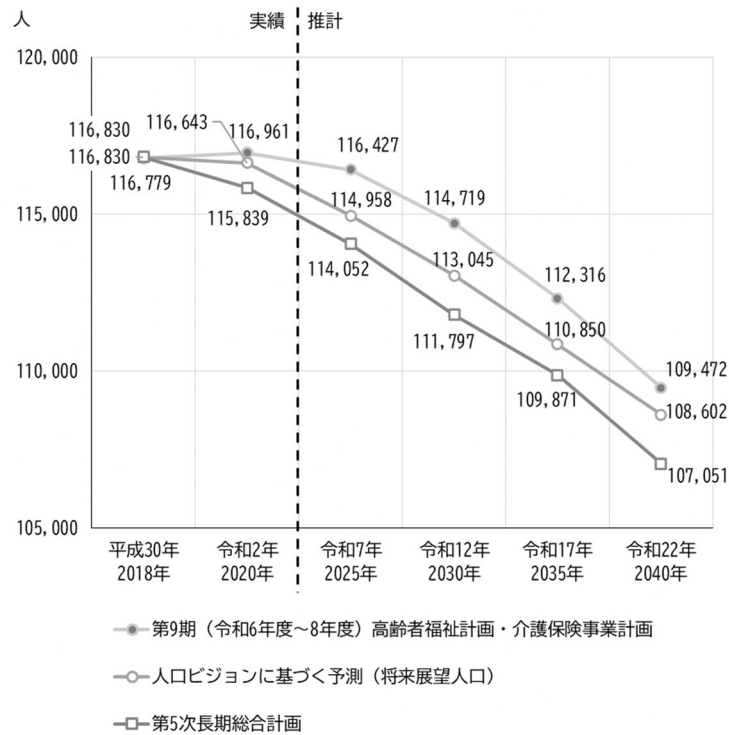
1 活動計画改定の趣旨

(1) 計画改定の背景

①人口減少、少子高齢化の進行

東久留米市の人口は、外国人住民が増えているものの、出生数を死亡数が上回る「自然減」が一段と進んだ結果、総人口は平成30年から令和5年にかけてわずかながら減少しました。今後の将来推計では人口減少が進むとともに、65歳以上人口（高齢者）は増加し、令和22（2040）年の高齢化率は3割を超える見通しです。また、85歳以上人口も増加する見通しです。

将来人口推計



資料：東久留米市地域福祉計画（第4次改定）

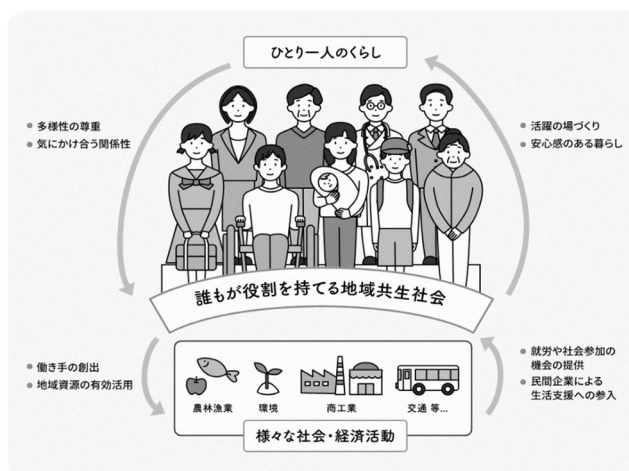
②複雑化・複合化する生活課題

人口減少、少子高齢化に加えて、地域のつながりの希薄化、社会・経済状況の変化、さらには新型コロナウイルス感染症拡大等も影響し、ひきこもり、社会的孤立、生活困窮等、従来の福祉制度の枠組みで対応しきれない複雑化・複合化した生活課題が顕在化してきました。

③国民の安心した生活を支える新しいビジョン「地域共生社会」

国は近年の社会情勢を踏まえ、平成28年、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして、ニッポン一億総活躍プランの中で「地域共生社会」を打ち出しました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



地域共生社会のイメージ

資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

④「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築

国は「地域共生社会」の実現に向けて、平成30年4月施行の社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策、孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、LGBT理解増進法、こども基本法等、多くの法律を施行してきました。

その中で平成29年と令和2年の改正社会福祉法において、「地域共生社会の実現」に向けて「地域福祉の推進」を図りながら制度の狭間や複合的なニーズに対応できるよう、地域づくりを基盤にした「包括的な支援体制の整備」を行政の責務で進めると定められました。

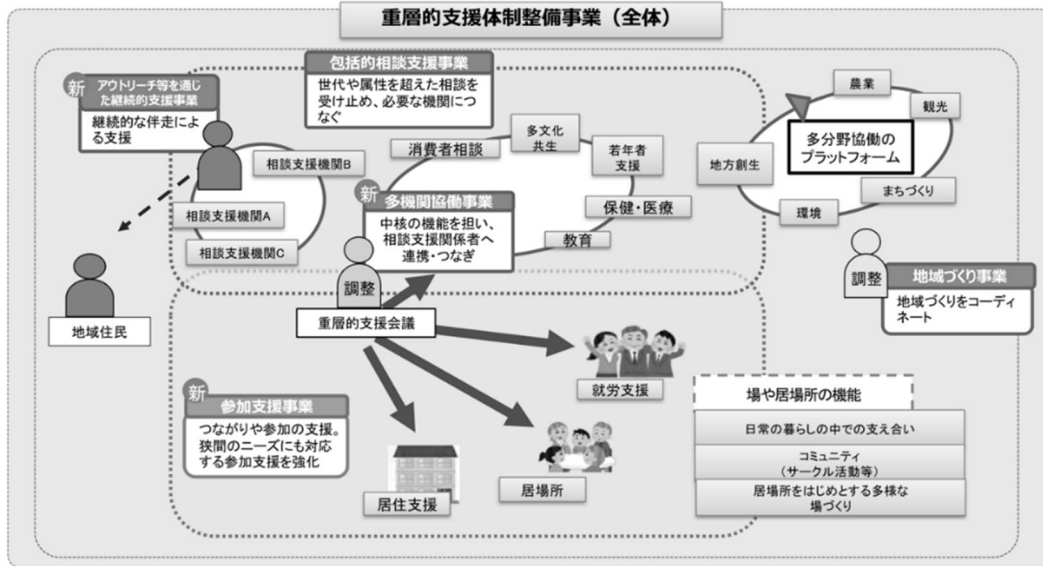


包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

資料：厚生労働省資料

包括的な支援体制の任意事業として令和3年4月施行の社会福祉法等の一部改正において「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する仕組みであり、様々な生活課題や困難な状況に直面する人や世帯を地域・関係機関・行政が協働して支える基盤となる仕組みです。

重層的支援体制整備事業の全体イメージ



資料：厚生労働省資料

(2) 計画改定の目的

「地域共生社会」の実現に向けた法律の制定・改正も踏まえ、誰もが経験する困難な状況や生活課題に対し、本人、隣人、地域をはじめとする多様な主体が協働して早期に対応する予防・抑制的な取組がますます求められます。また、多様な背景を有する人々が増えることを踏まえ、互いの価値観を認め合う多文化共生の地域づくりを進めることも必要です。

東久留米市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定するこの東久留米市民地域福祉活動計画も、今後の社会情勢や福祉ニーズの多様化に対応する計画に変えていく必要があります。そこで第三次活動計画が最終年を迎えるこのタイミングで計画を改定します。

また、東久留米市と市社協は、いわば「車の両輪」として、誰もが安心して暮らせるよう、地域福祉を推進しています。

東久留米市は、令和6年度に最終年を迎える東久留米市地域福祉計画（第3次改定）を見直し、新たに「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）」を策定します。市社協としても、同じく令和6年度に最終年を迎えた「第三次東久留米市民地域福祉活動計画」の成果と課題を踏まえた上で、新しい市計画と歩調を合わせた「第四次東久留米市民地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 活動計画の性格及び位置づけ

本計画は、日常生活の基盤である地域で、市民の誰もがいつまでも安心して暮らせるよう共通の福祉課題の解決にあたり、市民による福祉活動を支援するための活動計画であるとともに、市民の自主的・自発的な活動の指針とします。

(1) 計画の性格

- 東久留米市に生活し、暮らしを営む市民、社会福祉関連団体及び行政などが関わってつくりあげる計画です。
- 地域社会の様々な課題を、市民一人一人が克服していくための支援活動の基盤づくりを目指します。
- 行政との連携・協働により進める計画であり、市民の主体的な参加と働きかけを基本とします。
- 地域共生社会の実現につながるSDGsの理念（誰一人取り残さない）を意識して事業・活動に取組みます。

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) の概要

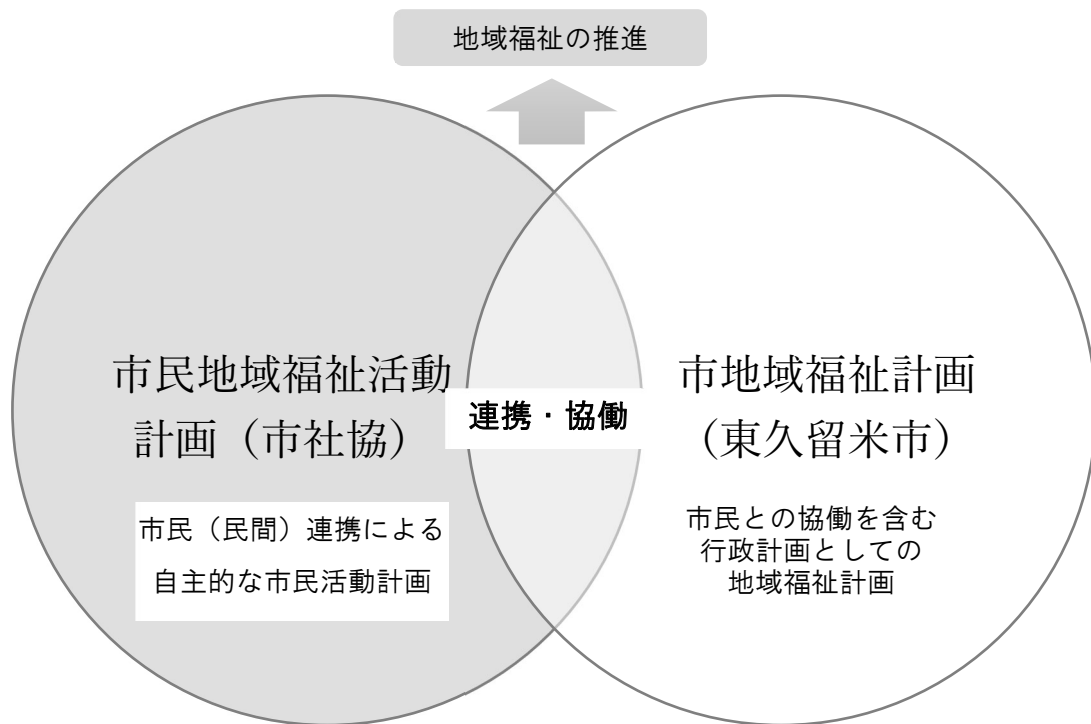
SDGs (Sustainable Development Goalsの頭文字をとって「エスディーゼズ」という。) は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす、17のゴール(目標)で構成された国際目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



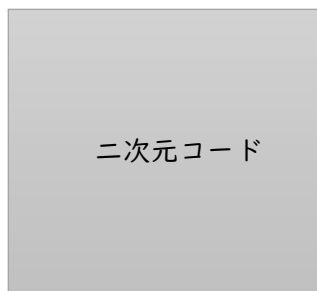
(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、市民の自主的な地域福祉活動を民間の立場で企画・提案し、地域生活支援サービスを実施、または支援することにより、東久留米市における地域福祉の普遍化を目指します。
- 本計画は、東久留米市長期総合計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画などの行政計画との整合性を有するとともに、行政、社会福祉団体及び市民との協働活動を包含します。
- 本計画は、国及び東京都の動向、社会福祉関係の諸計画との整合性についても配慮しています。



東久留米市地域福祉計画（第4次改定）はこちらをご覧ください。

URL*****



3 活動計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度より前期・後期各々5年ずつ、概ね10年間とします。

計画名	年度										
	令和7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	13 2031	14 2032	15 2033	16 2034	
市民地域福祉活動計画	前期計画					後期計画					
	各事業の整備・検討・推進を図る					計画の中間見直し後、必要な修正・事業の拡充を図る					
＜参考 東久留米市の主な計画＞											
長期総合計画	基本構想		計画期間				(10年毎の計画)				
	基本計画		前期	後期			(5年毎の計画)				
地域福祉計画		計画期間									
成年後見制度利用促進基本計画		計画期間									
再犯防止推進計画		計画期間									
高齢者福祉計画・介護保険事業計画		計画期間	(3年毎の計画)								
障害者	障害者計画		計画期間	(6年毎の計画)							
	障害福祉計画 障害児福祉計画		計画期間	(3年毎の計画)							
健康増進計画 (わくわく健康プラン東くるめ)		計画期間(令和7(2025)年度～令和18(2036)年度)									
子ども・子育て支援事業計画		計画期間				(5年毎の計画)					
東久留米市母子保健計画		計画期間	(6年毎の計画)								
東久留米市自殺対策計画 (東くるめ ほっとプラン)		計画期間				(5年毎の計画)					

◆福祉分野以外で関連する主な計画（「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）」より）
東久留米市地域防災計画、東久留米市男女平等推進プラン、東久留米市教育振興基本計画 等

第1章 活動計画の概要

(参考) 福祉関連団体アンケート調査の実施

第四次活動計画の策定にあたり、福祉活動や福祉サービス事業を実践している団体の皆さまに、市民生活を取り巻く様々な福祉課題を解決するこれからの地域福祉活動のあり方への意見・提案をお聴きすることを目的に実施しました。

調査期間	令和6年7月12日～7月29日	
調査方法	(配付) 調査票の郵送 (回答) 調査票の回答もしくは、Web回答フォーム	
対象団体の活動区分	配付数	回答数
社会福祉法人	53件	18件
NPO法人	19件	7件
その他の法人	15件	7件
法人格なし(個人、任意団体等)	99件	41件
無回答	-	8件
合計	186件	81件 (回答率43.5%)
調査項目		
<p>① 貴殿、貴団体の活動について</p> <p>問1 貴殿、貴団体の活動状況等</p> <p>問2 貴殿、貴団体のこれからの活動</p> <p>2 これからの地域福祉活動についての意見・提案</p> <p>問3 市民が集い、交流する活動について</p> <p>問4 困りごとに気付き、支援につなげる活動について</p> <p>問5 市民や団体が主体となる地域福祉活動について</p> <p>問6 支援が届いていない方の状況について</p> <p>3 社協についての意見・提案</p> <p>問7 社協の活動に対する改善点や期待することについて</p>		

※アンケートに記載された主な意見は、14ページ以降に記載しています。

第2章 活動計画の基本方針

1 計画の基本理念と活動方針

(1) 基本理念

市社協は、住民の主体的な参加により、多様化する地域社会の課題解決を目指し、行政と連携して地域福祉を推進する役割を担ってきました。そして、社会環境の変化に応じた活動をするため、地域福祉活動計画を時代に即して改定してきましたが、そうした時代の移り変わりの中でも、この20年間、市社協が目指すまちづくりの姿を示すものとして、基本理念を継承してきました。

この基本理念は本計画においても継承し、市民が地域社会で安心と精神的な豊かさを感じる土壌づくりをめざし、全ての市民の“人権”が尊重され、誰もが生きがいを持って暮らす“ノーマライゼーション”の理念が根づく地域福祉を推進していきます。

安心と心ゆたかな
みんなのふくしのまちづくり

(2) 活動方針

本計画は、基本理念を実現する3つの活動方針に基づき、事業を推進します。

方針1 支えあいの輪を広げます

身近な地域ごとに市民同士で支えあう活動を広げることで、様々な悩みごとやちょっとした困りごとがいち早く解決するような、みんなの力で心がゆたかになるまちづくりを目指します。

方針2 お互いさまが響き合う地域にします

地域活動に関わる人を増やすこと、福祉関連団体が市民にとって頼りになる身近な存在になることで、支え・支えられる活動が増え、気軽な相談ができるような、互いの力でみんなが幸せになるまちづくりを目指します。

方針3 思いを集めて安心につなげます

一人一人の小さな思いが大きな力となり、支えとなって、困った時も支援が必要な時も自分の気持ちが大切にされ、自分らしく暮らしていけるような、誰もが安心して暮らすまちづくりを目指します。

2 活動目標

本計画は、3つの目標を目指して取組みます。

尊厳を持ち自立した日常生活をおくることができるまちづくり (ノーマライゼーションの理念)

地域社会では、子ども、障がい者、高齢者、外国人など、さまざまな人々が暮らしています。みんなが差別されることなく、一人の人間として尊敬され、持てる能力に応じた自立生活を営めるまちをつくります。

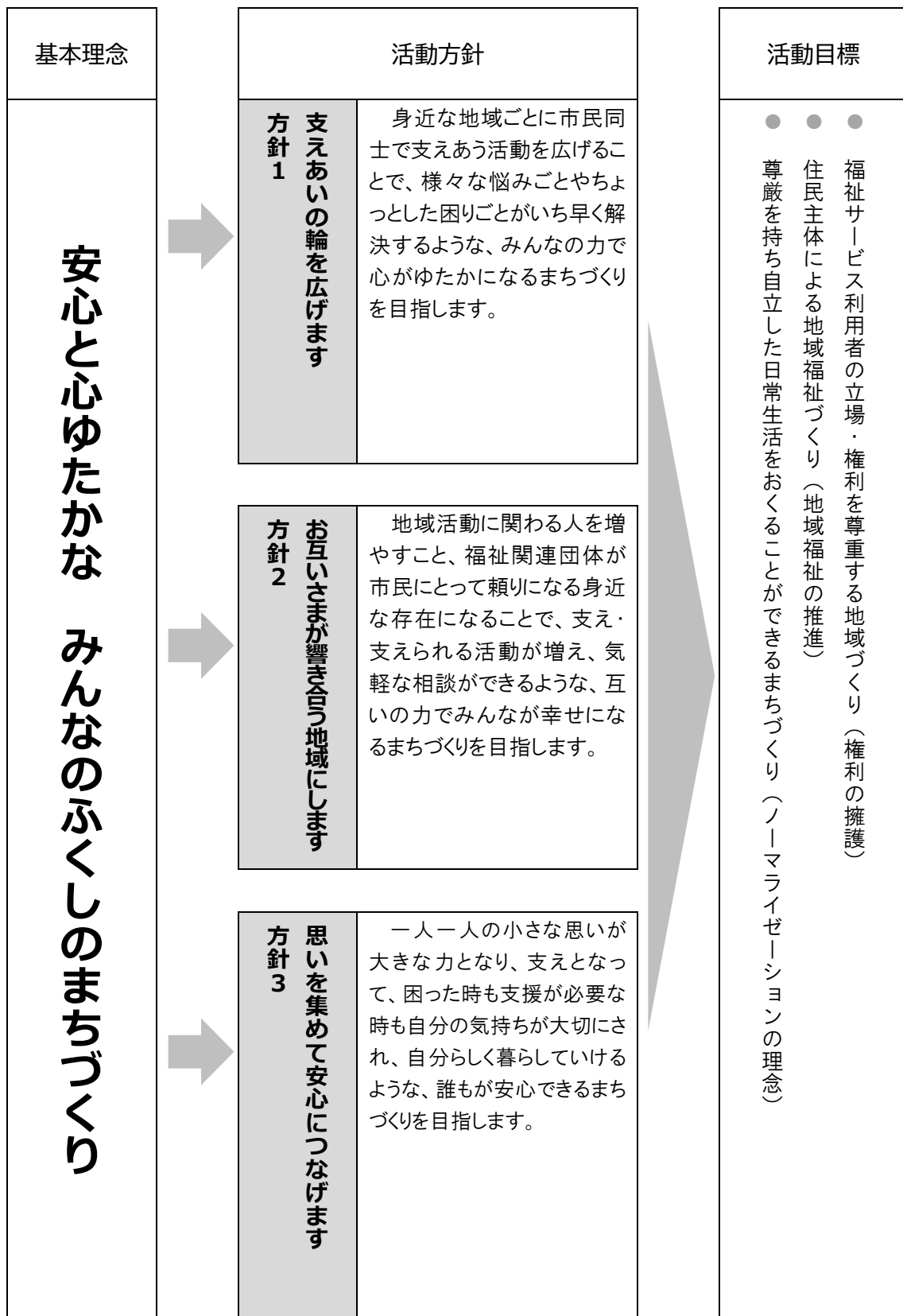
住民主体による地域福祉づくり (地域福祉の推進)

地域にある福祉課題（福祉ニーズ）に対して、住民が積極的に関心を持ち、地域の福祉活動に参加・協力し課題を解決する。そのために必要な仕組みづくりや市民・福祉関係者・行政などをつなぐ「結び目」の役割が担える組織づくりをすすめます。

福祉サービス利用者の立場・権利を尊重する地域づくり (権利の擁護)

福祉サービスを利用する人の立場に立って、安心して必要な福祉サービスが利用できるよう利用者の権利を守ります。

3 計画の体系図



相談からはじまる取り組み
 ↳ 市社協の役割

	推進事業	事業細目
方針1	事業1 地域での具体的な取組みの拡充・課題解決の仕組みづくり	(1) 小地域福祉活動の更なる推進 (2) 地域拠点整備事業 (3) 福祉のコーディネート機能の充実
	事業2 福祉学習、ボランティア活動の推進	(1) 福祉学習啓発事業の充実・ボランティア養成 (2) 災害ボランティアセンターに関する活動
方針2	事業3 福祉関連団体等との連携・協力の充実	(1) 福祉関連団体連絡会・研修会の開催 (2) 福祉関連団体の活動の支援・参画
	事業4 市民の自主的な地域福祉活動の支援	(1) 福祉活動に対する助成金の交付 (2) 共同募金事業の実施
方針3	事業5 地域生活支援サービスの充実	(1) 判断能力が十分でない方の支援事業の拡充 (2) 本人の尊厳を守る成年後見制度の利用促進 (3) ふれあいサービスの充実 (4) ファミリー・サポート・センター事業の充実 (5) 地区センター管理運営事業の実施 (6) 低所得世帯等の貸付事業の実施

4 福祉関連団体アンケートの主な意見

令和6年7月12日～7月29日に行った福祉関連団体アンケートから、推進事業に関連する主な意見を抽出しています。



相談からはじまる取り組み ～市社協の役割～

- 今は相談するといふとかなり大ごととして捉える方が多く、自分で何とか解決してしまおうと頑張ってしまう方が多くいるように感じている。気軽に相談できる場や、公的サービスと繋がる場があると良い。(障がい福祉サービス事業所)
- 困りごとに気づいていてもどこにどう連絡したらいいのか、それを知っていても連絡しにくいこともある。気軽に連絡できるような方法があるといい。(子ども食堂)
- 相談窓口のわかりづらさと不足 明確な相談となる段階ではすでに複合的な課題で困り切ったことになっている方も多い。たまたま言葉に出来る相談を携えて行政窓口に向かっても、自分のところではないとたらいまわしになった傷つきを持って相談に来られる方はいまだにいる。明確な相談の手前でモヤモヤしている時点で、モヤモヤのまま聞くことが出来る場所は現状ではない。また、若い世代の居場所や相談の場がない。上記ともつながるが、モヤモヤの時点で声に出し情報収集できる場所を作っていくことは必要であると思う。(障がい福祉サービス事業所)
- 困っている人ほど表に出たがらない傾向にあるように思います。また本当に困っているときは問題が複雑になってしまっていて、ご自分が何に困っているのかがわかりづらくなっていると思います。(子ども食堂)
- 複雑、複合化した「困りごと」をどこに相談したら良いか分からないケースが多い。常設スペースにて定期的に人も滞在して情報提供する。困った時の窓口があることの周知。(障がい福祉サービス事業所)

障がい福祉サービス事業所とは

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービス・障害児支援を行う事業所です。(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助、放課後等デイサービスなど)



【方針1】 支えあいの輪を広げます

◇小地域福祉活動の更なる推進

- 多世代、多職種等いろいろな方が関わる事によって意見・提案を出し合い、**顔見知りになり、交流を深めて行く事**が必要だと思います。私達がこの地域を住みやすく活気に溢れる場所を作り上げようと思えるように、地域のつながりになって欲しいと思います。(ミニデイ・サロン)
- 地域住民向けに福祉的な視点をもってもらうイベント、勉強会などもあったらよいのでは？こんな人が近所にいたら、心配だけどどうしたらよいのかわからない、どう接していいのか？など困っている地域住民の方もおおいのでは？**ユニバーサルマナーとまではいなくても、こんな状況の時に、こんなように言葉かけしてみたらどうだろうかという例を示してもらうと**、困っている人に声をかけやすくなるのでは？(障がい福祉サービス事業所)
- コロナ禍の影響で解散をしてしまった、あるいは休止状態のまま活動を再開できない団体・グループも少なくないといえます。**みんなのえんがわプロジェクトや地域福祉コーディネーターの方を中心とした小地域福祉活動により、地域住民をエンパワーメント**していただけますよう、よろしく願いいたします。(子ども食堂)
- 自団体だけだと地域の方に向けてどのような取り組みをすれば関心を持ってもらえるのかわからないことが多い。**出来るだけ地域の方の意見を聞ける機会を作る必要性**を感じている。(障がい福祉サービス事業所)
- 市民と団体の横のつながりをどこから始めるのか。各団体や市民組織の様々な活動は見聞きしているが、地元の地域との身近な関係にはつながりにくい。**どこかが起点となってそのつながりの起点になって頂ければ。**(自治会)
- 困りごとが、気づきづらい、見つけづらい原因は交流がないから。隣近所、地域住民と日ごろから交流があることで、お互いを理解し、受容し、困りごとに気づき、助け合える。それは、一朝一夕にできることではなく、時間をかけて小さな交流を積み重ねていってできることと思う。**地域住民の意識向上**が必要と考える。(ミニデイ・サロン)
- 遠くの見守り等をしていて歯痒い思いをすることもありますが、私だけで見ているのではなく、関係機関も、その対象の方には何らかの働きかけをしているので取りあえずは**毎日の遠くの見守りを続ける事も大事**なのかと思っています。(民生委員・児童委員)
- 社協は地域づくりの中核的な存在のひとつであり、その活動の意義は大きいですが、社協のみで地域福祉を推進するのは難しい部分もあるだろう。そこにぜひ、**地域の力を活用してほしい**。分野・制度を超えたつながり作りのためのハブとなり、社協が請け負うことを地域に切り出してほしいです。社協だけで進めるには大変なことも多いと思います。そこが市民協働できる場所だと思っています。**事業所としても、出来ることで積極的に協働していきたい**と思っています！(障がい福祉サービス事業所)
- 地域福祉コーディネーターを中心に、小地域での福祉活動(集うことから始まり)**を、地域住民有志の力を集めながら進めていく。(民生委員・児童委員)

- 子ども会が地域から姿を消しているように思う。→自治会中心に子ども会の結成し、子ども中心の行事・文化を作っていくことで、地域住民の活力を呼び起こす。→**子ども会活動に支援を。小地域・小学校単位で、その地域の自治会や活動団体協働の行事等(～祭り)起こしていく。**(民生委員・児童委員)
- 町は自分達で作っていくものという意識づけ**、ベルトコンベアに乗って誰かがやってくれるものではなく、一人ずつが主体的に取り組んで行って欲しいと願っています。(自治会)
- 独居の男性高齢者は心配。地域に何人かは居る模様。幸い、地域住民の会では参加者が気づいたことを話す機会が多いので、情報共有し見守り、関心を持って生活するようにしている。また、サロンでも参加者から情報提供がある場合もあるので、情報共有しやすい。しかし、それでも漏れているし、知り得ない人も多数いると思う。**プライバシーに配慮しながら、常識的な範囲で関心を持って生活することが大切であることを、地域住民が理解すると良い**と思う。(ミニデイ・サロン)

◇地域拠点整備事業

- 「みんなのえんがわプロジェクト」はとて面白い**と思います。市内のあちこちに来てほしいです。ボランティアとして参加したいです。誰もが立ち寄っておしゃべりしたり、くつろげる場所があちこちにあることが立派な施設より必要だと思います。あまり最初から色々決めずに、**緩いスタートで、立ち寄った皆さんがだんだんと作り上げていく、そんな場所がいい**と思います。(ボランティア団体)
- 地域の方々が気軽に集える場所があれば、良い**と思います。(民生委員・児童委員)
- まずは、交流の場、コミュニケーションをつくる場が確保されなければ、支援への取り組みが進まない。その環境づくりがなければ第1歩が踏み出せない。**互いの顔と顔がわかるふれあいの場をつくる事が先決。**(自治会)
- 東久留米市は多世代で集える場所が少ない**と思います。多世代食堂などで、高齢者の方や子育て世代・学生・お子さんが交流する場ができるとよいのではないのでしょうか。(子ども食堂)
- 「みんなえんがわプロジェクト」は是非東久留米市全域で行ってほしい**です。そのためには**拠点をせめて中学校区ごとにつくる必要がある**のではないのでしょうか。既に存在する団体に加え、新たな団体の育成も行い、フラッと立ち寄ることのできるサロン等が増えたら、住民同士の輪が広がるのではないかと思います。また**活動している団体の場所などをマップにし、公開することも有効**かと思います。(子ども食堂)

◇福祉コーディネーター機能の充実

- 地域コミュニティ意識の低下、家族実態、家族関係の多様化、価値観の多様化、経済格差等により地域での共生感情が持ちにくくなっている。**プライバシー意識の高まりや詐欺等の増加により、他者との交流を避ける傾向が強まっている。(ミニデイ・サロン)

- 困ってる人はどこへ相談するのがいいのかわからない。困っている状況なのに本人が気づいていないという受け身の人が多いのではないかと。(障がい福祉サービス事業所)
- 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援を活発化するには、まずはコーディネーターを増やす必要があると思います。(子ども食堂)
- コンビニに行けば何でも手に入り、検索すれば何でも答えが与えられるといった、現在の生活はとても便利であるが、それは地域や他人への関心や助け合いがなくても困らないという状況を生み出していると思う。そういった社会背景を踏まえれば、効果のある取り組みや方法は簡単ではないと思われる。これをやったらうまくいく、というものはないのではないかと。人と人の信頼関係は時間をかけて少しずつ築かれるものだと思うので、大人も子どもも参加して楽しめる機会や企画を少しずつ積み重ねるしかないと思う。(認可保育所)
- 本人が相談できなくても、周囲からの相談でアウトリーチし、公的サービスに繋げていける仕組みがあると良い。また、アウトリーチする職員にはしっかりとした処遇がつき、働く方の負担にならないと良い。また、コンビニや商店との地域連携会議を地域ごとに社協主催で行い、毎日来る高齢の方や、障がいをお持ちの方といった背景の方への支援が広がると良いのではないかと。(障がい福祉サービス事業所)
- 困っている人に気づきづらいのは日本の福祉って当事者から探さないと分からないことが多い。昔のようなおせっかいな人が少なくなったためにそのままにもせずに時間が過ぎることが多い。「おせっかい」ができればなあと思います。(ボランティア団体)
- ご本人が困りごとと認知していないと支援に繋がらないことが多い。特に市民の方はどこに相談するか悩まれることが多いと思う。(障がい福祉サービス事業所)
- 社会状況は大きく変化し、それに伴い、地域・個人の課題も複合・複雑化している。支援者がすべてに即時対応することが難しいからこそ、分野や制度を超えて多職種・他業種が連携・協働し、個と地域を一体的に支援していく視点が必要である。(障がい福祉サービス事業所)
- 交流したい人は集まってくるが、情報が入りにくい人や、そっと片隅で生きたい人は集まっていないように感じます。生活に困っている人や体調に不具合を抱えている人はその余裕はないように感じます。支援していきたい方々ですが…。(民生委員・児童委員)

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、同じ地域で生活をする住民の一員として、住民の立場にたってまちの福祉を担うボランティアです。地域に暮らす身近な相談相手として住民からの生活上の心配ごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう行政をはじめ必要な支援や適切な福祉サービスへの「つなぎ役」になります。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。民生委員・児童委員や学校、子ども家庭支援センターなどの児童福祉関係機関と連携しながら課題解決に向けた活動に協力をしています。



【方針2】お互いさまが響き合う地域にします

◇福祉学習啓発事業の充実・ボランティア養成

- ボランティア育成を小中高の教育の場や各地域の市民センター等で定期的に行い、かつボランティアを必要とする市内の高齢・障害・児童等の施設に直接あっせんするアウトリーチ型ボランティア?などの取り組みがあれば、地域啓発にもつながるのではないだろうか。(障がい福祉サービス事業所)
- カフェに記憶障害のため、ひとりでは来れなくなってきている方を毎回、安全に、お連れするために、近くに住むボランティアスタッフが毎回、当日、連絡をし、見守っている。人材的に余裕はなく、複数名になれば、対応は困難となる。また、ひとりで閉じこもっている方にどうお誘いし、安全にお連れすることができるか。は地域包括支援センターとも協働しているが、課題である。(ミニデイ・サロン)
- ボランティア活動は任意の活動であるため、気の合う仲間同士で行っていることが多いように思います。このため全く知らない方を受け入れることが難しい場合もあります。やはりボランティアセンター等が仲介を行い、入った後のフォローも引き受けて下さることが必要なのかもできません。(子ども食堂)
- 中学生、高校生のボランティア養成 学校も多様な学びを必要としていると思う。学校等にボランティア講座を出前できる仕組みを作ってみては。事業所としても、実際にボランティア講座に来てもらい、利用者さんたちはイメージが具体的になっていた。もっと「出前」できることそのものを、周知していってみてはどうか。(障がい福祉サービス事業所)
- 保育園では「子どもたちは社会の中で育つ」ということを認識して地域と繋がる保育を進めている。(現在、農業体験、お買い物体験実施中) このようなことが園児の地域に対する愛着、地域の人々からの自然なサポートにつながり、地域福祉のベースとなると思う。(認可保育所)
- 他団体でも同様かと思うが会の参加者の高齢化と会員数の減少が進んでおり、協力者、特に若い世代の協力者の紹介をお願いしたい。(ボランティア団体)

◇災害ボランティアセンターに関する活動

- 震災対策等の避難所のシュミレーション等には興味があり、自分の住んでるところでも確認したい。(障がい福祉サービス事業所)

◇福祉関連団体連絡会・研修会の開催

- それぞれ団体によって発信力に差はあると思うが、自分たちの活動を出るだけ地域住民に向けて発信し続けることが重要だと思う。(障がい福祉サービス事業所)
- 分野を超えていろいろな団体がまずはコミュニケーションが取れるようになることが大切だと思う。そうすることで市民の方に対しても新たな取り組みや気づきが出てくるように思う。(障がい福祉サービス事業所)
- 小さな団体が多く、なかなか地域の課題を検討するまでに至っていない。分野問わずに交流してお互いの事業について知ることからできていくと嬉しい。(障がい福祉サービス事業所)
- ほかの事業所がどうかわかりませんが、当事業所は市内の障害福祉サービスの事業所とほとんど情報交換する機会がございません。お互いをもっと気軽に(利用者同士も!)交流できる場があればいいなあとと思っています。利用者同士が交流できるイベントを企画していただけたら嬉しいです。(認可保育所)
- コロナ感染症もあって、地域との繋がりが希薄になった。気軽に地域の方々とコミュニケーションが取れる機会があるとお互いにいろいろなことが相談しあえると感じる。(認可保育所)
- 障がい者支援を通じて地域との交流を進めているが、近くに自治会等がなく、どう地域と関りを深めたら良いかわからない現状がある。お便りの発行やお祭り等を開催し、地域の方にわかりやすく、また身近な存在として理解してもらいたいと感じて実施はしている。(障がい福祉サービス事業所)
- 地域での交流の機会を設ける場合、曜日と時間が問題となる。例えば(土・日)を利用すると、職員の貴重な休日をあてることになり、続けるの関りは難しい。地域の活動を広げる場合、多くの参加者を得るためには休祭日を利用することが多くなり、法人が関わるには職員の理解が不可欠となる。マンパワーに加えて、経済的な支援をいかに確保するかが常に伴う。(障がい福祉サービス事業所)

◇福祉関連団体の活動の支援・参画

- 現在行っている地域美化清掃を継続的に実施し、地域の方との信頼関係を築いていく。また、毎年行う納涼祭も継続して地域に開放し行っていく。地域の方との懇談が行なえるように、場を設けていく。現在行っている自主製品の販売を通して、ボランティアを広く募集し、地域の方との繋がりを深めたい。防災訓練を実施し、地域にとっての安心の拠点となっていきたい。(障がい福祉サービス事業所)
- 活動の周知はホームページなども重要だが、口コミの力も大きい。参加したかったが今まで知らなかったという人が多い。市や地域のイベントなどを通して、伝えていくことも必要ではないか。楽しいことから、が参加につながる。(子ども食堂)

- 調査というのではなく、もっと頻繁にカフェの活動に参加し、地域高齢者やボランティアスタッフの声や思いを聴いて欲しい。そして、意見や要望について実現可能性を検討してほしい。参加者に見える形で、社協が日頃、どのような活動をしているのか、どんな時に手をかしてもらえるのか情報提供をしてほしい。また、カフェの活動について広く紹介し、新たな参加者が増えるために協力してほしい。(ミニデイ・サロン)
- 協力して何かを一緒に作りあげる、などを毎年継続して行うことで、集う、つながる、などの場が次第に作られていくのではないかと考える。そうした場が作られることが、ゆくゆくはお互いへの関心や支援につながっていけばよいのではないかと考える。(認可保育所)
- 学校を地域ボランティアにもう少し解放していただくと、市民活動が円滑に行えるようになると思います。児童のみなさんと地域の大人が顔見知りになることは、子どもたちにとって安心できる環境につながるものと思われ、学校にとっても決してマイナスではないと思います。そのためには東久留米市及び教育委員会がその必要性や有意性を学校に説明し理解を求めると共に、社協さんに団体の育成を担っていただければと思います。(子ども食堂)
- 在宅の元気な高齢者の居場所として始まり介護予防を目的とする活動だったが、年数を経て、現在では軽度認知障害やパーキンソン等の病気を抱えるようになった会員も増えてきている。今後もそれは加齢と共に起きてくるであろう。いわゆる介護状態になっても、サロンに通い、慣れ親しんだ近隣住民と楽しい時間を過ごしたいと思っても、自力での歩行が困難になったり、声かけや誘導が必要になったりしている。家族の協力が得られる利用者は問題ないが、独居の利用者もいるため、ボランティアスタッフが支援をしなければならない現状がある。介護状態になったらデイサービスやその他の公的な支援として通える場所はあるが、それまで参加できていた近隣住民との交流の場への参加が難しくなるのは、どうなのかと考える。そこが課題と思っている。(ミニデイ・サロン)
- 気軽に参加できる活動の場。友達同士で参加できる活動。それぞれの得意を活かした活動の場。自分から情報を取りに行くことが難しい方も多く上手くマッチングできるような仕掛けやアウトリーチが必要。(障がい福祉サービス事業者)
- ひきこもり、障害についてクローズの人などは会場参加のイベントには参加しづらい。オンラインイベントで顔出し、名前出しの必要がない企画などができればと思います。(ボランティア団体)
- 記憶障害を持ち、ひとりで来れない当事者の方をどう誘い出して、カフェにお連れすることができるかは大きな課題であり続けている。現実には独居高齢者が多く、孤立して引きこもっている実態が見られる。付き添い、共にカフェの場に参加するような伴走型支援を担うボランティアがいてほしい。ケアプランでもインフォーマルサービスを積極的に取り入れたいケアマネジャーはいるのだが、こうした役割は介護保険サービスでは何もできないのが現状。(ミニデイ・サロン)

- 分野を超えていろいろな団体がまずはコミュニケーションが取れるようになることが大切だと思う。そうすることで市民の方に対しても新たな取り組みや気づきが出てくるように思う。
(障がい福祉サービス事業所)
- もっと多くのグループができるためには、活動場所の確保が難しくなってくるので、学校の空教室など利用できるといいのですが。(民生委員・児童委員)
- 地域活動でポッチャ大会を開催したが、車椅子ユーザー、幼児、高齢者まで異年齢の参加者で盛り上がった。とても良い活動であり、今後も実施を予定している。また、規模は小さいながらもお祭りも実施している。知名度が上がりつつあり地域に浸透し、関心を寄せてもらっている。(ミニデイ・サロン)



【方針3】 思いを集めて安心につなげます

◇福祉活動に対する助成金の交付

- 地域住民有志によるボランティアでの活動であるが、社協から助成を受け印刷代やイベント費用等の経費はまかなえる。一方で、会の活動の質を向上させたいと歌唱の伴奏者として資格を持ったピアニストをお願いしているが、わずかな交通費しか払えない状況がある。助成金からは限られた回数(年2回)分のみ講師料として計上できるが、それでは足りていない。助成金の主旨は理解しているが、もう少し自由に活用できると良い。(ミニデイ・サロン)
- 地域での認知症との共生推進のため、家族会、自治会等とも関係を深め、付き添いボランティアを募るなど、カフェの推進を物心ともに支援してほしい。(ミニデイ・サロン)

◇共同募金事業の実施

- 社協との関わりを振り返ると、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金などで街頭募金活動に参加する機会を与えられたこと。各種補助金申請において、推薦を頂いた事等があります。(障がい福祉サービス事業所)

◇判断力が十分でない方の支援事業の拡充

- 身寄りのない方や生活困窮の方は今後も増えていくため、さらに負担が大きくなるかと思えます。(介護サービス事業所)
- サービスの必要性ありなのに拒否する方、経済的に厳しい方をサービスに繋がるように支援して欲しい。(介護サービス事業所)
- 高齢者や一人暮らしの方に、最近認知症状況が見受けられる方が増えている。夫婦どちらかが健全であればよいが、二人とも認知症になっていて、身近に近親者もいない。他人からの見守りへの限界もあり、ケアマネージャーさんからの支援情報にも個人情報観点から限りがある。どうフォローしていけばよいのでしょうか。(自治会)

- 認知症を患った高齢の一人暮らしの方がいるが、本人が援助を必要としていないので、近所の方々が心配され苦労されています。（民生委員・児童委員）
- 今後増えていく、利用者の高齢化については、一事業所での対応は困難となりますので、社協さんとの連携が必要になってくると感じます。（障がい福祉サービス事業所）

◇本人の尊厳を守る成年後見制度の利用促進

- 高齢の両親と40代後半・50代の知的障害者の息子で暮らしている世帯が増えている。両親の体力や認知機能も下がっていて、障害者を持った息子の介護が難しくなっているケースなどは心配です。（障がい福祉サービス事業所）
- 費用がかからないサービスを考えたいと思います。ひとり暮らしの高齢者は今後不安を抱えています。まわりとつながりたいけれど、どこまで心を許して話せるのかと思っています。生活基盤の年金や預金のことなど悩みがあっても、成年後見制度には費用がかかるので頼れないと言われました。（民生委員・児童委員）

◇ふれあいサービスの充実

- <困りごとに気づき、支援につなげる活動について> 介護サービスで対応出来ない支援、ボランティア、マッチング等。（民生委員・児童委員）

◇ファミリー・サポート・センター事業の充実

- 娘が第二子妊娠で入院することになり、長男の保育園の送りむかえを社協さんを通じて頼んだことがあった（市外）。とても助かりました。（民生委員・児童委員）

◇地区センター管理運営事業の実施

- 高齢者が歩いて行けるくらいの近い所で小さくても良いので集会所が有ると良いのですが…。浅間町は浅間町地区センターが良い例で、皆さん高齢者の体操・認知症カフェ・麻雀等皆さんが集って交流できる場所があるので、高齢者の方のグループがたくさんあります。（民生委員・児童委員）

◇低所得世帯等の貸付事業の実施

- 貧富の差が激しくなり、頑張っているけど生活改善に結びつかない家庭の支援に関わりたいです。（民生委員・児童委員）
- 経済的に困窮している家庭は多い。家庭ではないが、20代と思われる人も食支援を求めてきたこともある。（子ども食堂）

第3章 活動計画の推進事業

相談からはじまる取り組み ～市社協の役割～

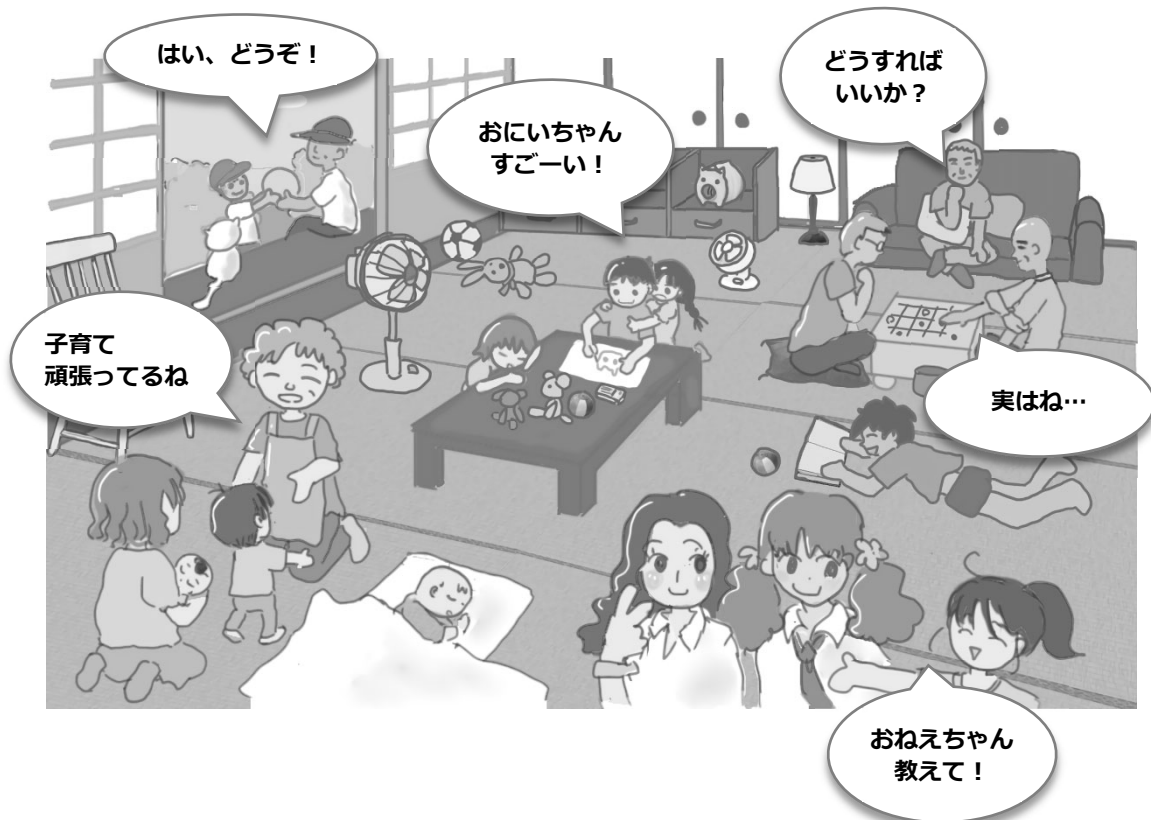
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体です。地域の様々な課題解決に向け、地域住民をはじめ民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などと協力し、行政と連携・協働しながら活動しています。

市社協は、本計画の活動方針・活動目標により推進事業を展開していきます。そして、すべての社協事業は「相談」からはじまります。

日々、地域の皆さまから寄せられる困りごとの相談や困っている方の役に立ちたい、住みよいまちをつくりたいといった思いを受け止めて、一緒に考えていくことを基本として解決に取り組んでいます。問題や課題が明らかな場合は『〇〇相談』といった専門的な相談は有効ですが、その手前で悩み揺れている方は、相談先があることや何を相談すればよいかわからない状態が続きます。

ささいな変化や小さな声に気づくことは、とても大事なことです。例えば、地域拠点整備事業（みんなのえんがわプロジェクト）では、同じ地域で暮らす誰もが、気軽に立ち寄り集える、えんがわのような居場所をつくり、そこでの会話から悩みごとや困りごとを受け止め気づいた人が市社協や民生・児童委員などへつなぎ、大事になる前に解決・解消に向けて一緒に考えることができます。

●居場所での相談場面イメージ●



窓口だけが相談する場ではありません。相談は暮らしの中の様々な場面で行われるものです。例えば、隣近所同士や地域の中で情報を教えあったり、経験談を伝えあったり、互いに相談しあったりすることで、不安が軽くなったり、困りごとが解決することにつながります。

日頃のそうした身近なつながりを増やしていくことも市社協の役割です。また、そこで解決できない困りごとを把握し、地域のさまざまな資源（機関、団体等）とのつながりを生かして対応していくことも市社協の役割になります。

●様々な相談の場面イメージ●



方針1 支えあいの輪を広げます

事業1 地域での具体的な取組みの拡充・課題解決の仕組みづくり

(1) 小地域福祉活動の更なる推進

【事業概要】

地域福祉懇談会などを通じて地域のニーズを把握し、住民及び関係団体の自主的な取り組みも活用しながら、小地域単位での福祉活動を推進しています。

また、小地域における福祉課題を解決するため、地域ごとに職員を配置し、地域の民生・児童委員や福祉施設・団体等の関係機関と連携を図るなど、地域福祉のコーディネート役を担っています。

◇事業方針

小地域単位での福祉活動の一層の推進と地域ごとの職員配置の継続により、地域で暮らす誰もが差別や排除をされず、一人の人間として尊重され、持てる能力に応じた自立生活を営める地域をつくります。

身近なところに、地域の福祉のために活動している人たちと場所（拠点）があって住民同士が互いに声をかけあい、困りごとを解決できるようにします。（小地域福祉活動のビジョン・目的）

- アンケート調査対象以外の地域住民のニーズに耳を傾け、活動に反映します。
- 地域住民、近隣社会福祉法人施設などと課題解決方法について検討する場を設け、具体的な取り組みにつなぎます。
- 多様な世代のニーズに基づく情報提供や社会資源の紹介、活動しやすい場の確保や周知など、環境整備を進め、住民とともに取り組みます。
- 引き続き、既につながりのある住民主体の活動への側面支援を行っていきます。

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 災害時などいざという時のことも意識して、日ごろから地域で気になる人を見守り、人の顔の見える関係をつくります。
- 団体の得意や専門性を活かした、地域のつながりづくりに取り組みます。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（1）市民同士の身近なつながりを広げる
- 基本目標1（2）地域で支え合う活動を後押しする

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 日常生活での困りごとに関するアンケート調査を自治会と共催で実施するプロセスで、それまであまり接点がなかった住民、自治会、近隣の社会福祉法人が知り合い、住民の小さな困りごとを社会福祉法人が担い手として関わる可能性について話し合える関係ができました。（東部）
- 地域活動の拠点を中心に、住民が企画する活動を支援しました。空き家の活用にもつながる居場所の見学会では、近隣住民やこれから地域で活動をしたい市民団体をつなぎ、それぞれが特徴を生かした活動が始まりました。（中部）
- 指定避難所の地域住民のニーズ調査と報告会を兼ねた防災講座を実施し、地域住民の防災意識と顔見知りの関係づくりのきっかけとなりました。ニーズ調査を共催した自治会では地域の防災活動が活発化しています。（西部）
- 地域福祉コーディネーター事業モデル地区から組織化した住民主体の活動を支援しています。その取り組みから、近隣の社会福祉法人が災害時に避難者を受け入れる仕組みや住民による地域の困りごとの解決につながりました。（西部）

【課題】

- 一部地域のアンケート調査を実施し、当該地域課題の把握・共有はできましたが、具体的な活動にまで発展していません。
- 若い世代が地域を意識するきっかけづくりができていません。

(2) 地域拠点整備事業

【事業概要】

地域の住民や福祉のために活動している人たち、福祉関係機関などが自由に集い、互いに顔見知りとなって声をかけあい、困りごとの解決を進める拠点を整備します。

◇事業方針

地域拠点整備のモデル事業として、市民をはじめ多くの関係機関等を巻き込み推進します。

- 民間助成財団等の活用や本会指定寄付金が増額するような取り組みを検討します。
- 安定した収入が得られるしくみを調査・検討します。
- 実質的な運営主体を運営委員会に移行します。
- 5年を目途に見直しを図り、方向性を確認します。

みんなのえんがわプロジェクト

「みんなのえんがわ中央町」

同じ地域で暮らす誰もが、気軽に立ち寄り集える、えんがわのような居場所づくりを目指します。

活動の3つの柱



みんなのえんがわ

地域の誰もが気軽に立ち寄り、安心していられるみんなの居場所をつくります



つながり・学び合う居場所

お互いさまの関係で、助け合い、学び合い、交流できる居場所をつくります



参加・活躍する居場所

多様な自分らしさを認め合い、参加・活躍できる居場所をつくります



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 地域の交流やつながりの場に周りの人を誘ってみます。
- 勇気を出して地域の居場所に行ってみます。
- 自分（たち）のふだんの活動が地域の居場所になる可能性を考えます。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（3）地域での温かな交流の場を広げる

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 拠点となる民家を借り上げ、近隣住民や自治会長のほか、民生委員・児童委員など関係団体で組織する準備委員会を設置し、拠点の基本理念・基本方針（活動目標）を決定しました。
- 準備委員会での協議・検討を踏まえて、地域住民・関係団体による運営委員会を設置しました。運営の具体的な内容について検討を重ねるなかで、地域福祉活動への興味・関心がより一層高まっています。
- 地域拠点のコンセプトを説明することで、身近な地域での福祉活動に興味・関心が高まっています。

【課題】

- 拠点運営を継続するための資金及び人材の確保が課題です。
- この取り組みをモデルとし、他地域に広げる体制づくりを進める必要があります。

(3) 福祉のコーディネート機能の充実

【事業概要】

既存の福祉制度だけでは対応できず、制度の谷間・狭間にあるようなケースの事態の深刻化を防ぐことを目指して、地域福祉コーディネーターが活動しています。

地域福祉コーディネーターは、地域の人々と福祉関係機関のネットワークづくりなど、地域をつないでいくことはもちろん、あらゆる資源をつなぐ役割を担っています。

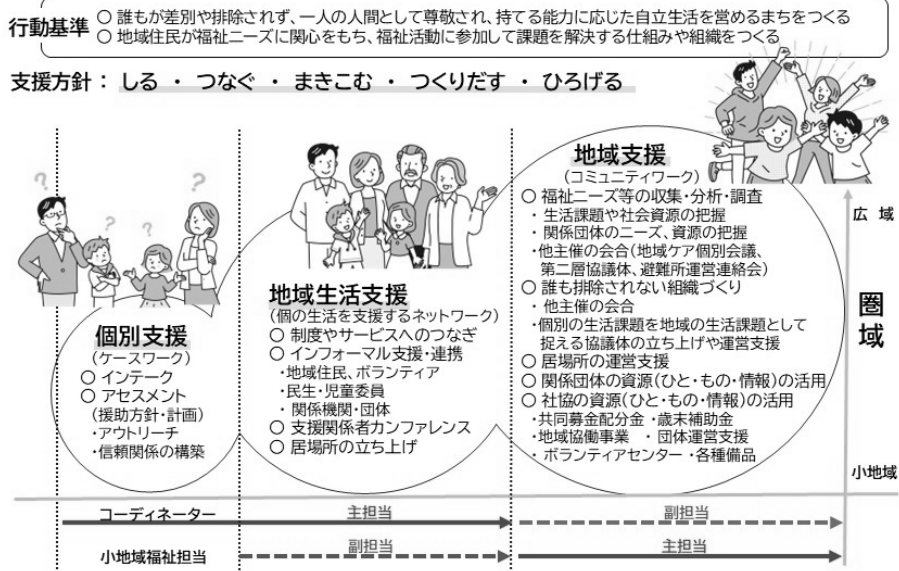
(※東久留米市受託事業)

◇事業方針

地域で身近な相談支援に対応するとともに、地域福祉推進の専門職として、相談の主体にふさわしい制度やサービスにつないだり、地域の人々と関係機関のネットワークづくりなど、あらゆる資源を「つなぐ」役割を果たす地域福祉コーディネーターの増員と活動の充実を図ります。

- 全市的な事業展開に向けた地域福祉コーディネーターの配置について、市と協議・調整をします。
- ひきこもり家族会は、自らも困りごとを抱えながら地域活動に取り組む有志の家族や当事者のペースに合わせながら、長期的な視野で支援を続けます。
- 事業や活動の可視化とあわせ、小地域福祉活動との連動はもとより、地域の社会資源や市内の関係機関・専門機関とのネットワークを活かし、連携・協働を強化します。
- 多様な専門職や団体が、コミュニティーソーシャルワーク機能を持ち、有機的に連携できるよう働きかけます。

地域福祉コーディネーターと小地域福祉担当職員の役割イメージ



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 困りごとを抱える人を気にかけて、挨拶による声かけや見守りを行います。
- 団体の活動を通じて、困りごとを抱える人の手助けをします。必要な時に、地域福祉コーディネーターや関係機関に相談をつなぐなど、様々な専門職や団体が地域の資源を知り、コーディネートする力を高めます。
- さまざまな困難にある当事者が自分の困難を受け止めてもらうことで、他の方を助ける側になることができます。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（5）地域づくりを応援する体制を充実する
- 重点取組1 地域福祉コーディネート機能の充実

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 平成28年度に開始したモデル地区の住みよいまちづくり活動は、令和3年度に地域住民による自主組織となりました。「自分たちの地域は自分たちで良くする」ことを目的に、定例的な懇談会と防災や交流をテーマにしたイベントを企画・運営し、小地域担当で側面的な支援を続けています。
- 全市的な課題であるひきこもり家族会では、ひきこもりの悩みを持つ家族とサポーターで運営する仕組みを目指して実施し、孤立しがちな家族や本人が安心できる居場所となっています。フードパントリーを実施する市民活動団体の支援から、地域の課題を共助で解決する取り組みが生まれ、福祉の相談につながらない困りごとのある人を関係機関につなげました。

【課題】

- モデル地区の活動を他地域に広める取り組みが必要です。
- ひきこもり家族会の運営団体の組織化に向けた支援が必要です。
- 家族会の参加者から、ひきこもり当事者が安心できる地域の居場所のニーズがあります。
- 西部地域に配置された地域福祉コーディネーター1名で、市内全域に渡る地域課題に取り組まざるを得ない状況があります。

方針2 お互いさまが響き合う地域にします

事業2 福祉学習、ボランティア活動の推進

(1) 福祉学習啓発事業の充実・ボランティア養成

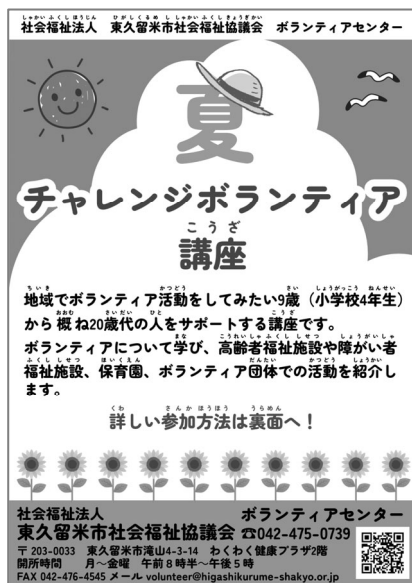
【事業概要】

多様な活動や福祉学習の機会を多世代の市民に紹介し、地域福祉の課題を身近なものとして考え、お互いに思いやる関係とボランティアの担い手になるきっかけをつくっています。

◇事業方針

住民自身が自分の地域の福祉課題に向き合うことで、お互いを思いやる関係となり、誰もがボランティアの担い手として活躍できる地域づくりを進めます。

- これから関わろうとする人が興味を持てるコンテンツとしてのSNSの活用や社協の持つ様々なネットワークにより、ボランティアに関する情報提供を行い、理解の促進につなげます。
- 地域生活上の課題・ニーズの収集と、その解決に向けたボランティアの養成、団体活動の支援を進めます。
- これまでの「当たり前」ととられず、新たな地域課題を発見し、それに対し必要な支援のありようを創出する、このための学びや交流の機会を作ります。
- 親子で参加できるプログラムや、学校・企業などを含めた多様な主体による地域貢献とボランティア活動を推進することで、活動のすそ野を広げ、多くの市民が主体的に参加しやすい機会を広げます。



高齢者施設でお祭りのお手伝いにチャレンジ



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 自分が暮らす地域のこととして、関心を持ってボランティア活動に参加します。
- 無理なくできることを続け、その喜びを人に伝えて、一緒に活動できる仲間を増やします。
- これまでの「当たり前」とらわれず、なぜ？どうして？を大切に、新たなボランティア活動や社会貢献活動を生み出します。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（2）地域で支え合う活動を後押しする
- 基本目標3（1）誰もが暮らしやすい地域づくりを進める

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- ボランティアしたい個人・団体などと求めている個人・団体などをつなぐ過程で、双方が知り合い、互いのミッションや活動を共有することができ、ボランティアセンター事業の新たな発想や活動（事業の協働実施など）につながりました。
- これまでボランティアをしたことがない人が、講座などを入口にしてボランティア団体の参加や個人ボランティア登録による活動につながることができました。
- コロナ禍では、オンラインを活用した講座やボランティア活動に取り組み、外出や対面での活動ができない福祉施設に住む人の精神的な孤立を防ぎ、地域で支え合い助け合うことができました。
- ボランティア講座の参加者は、コロナ禍の影響により約半減となりましたが、福祉施設・団体と福祉学習への参加の意義を共有することで、地域の福祉学習の理解が促進され、講座参加者の希望に沿ったボランティア活動につなげることができました。

【課題】

- コロナ禍で減少した福祉学習の機会を増やし、次世代の福祉教育を推進し、ボランティア活動や地域共生社会の理解につながる取り組みが必要です。
- 福祉学習やボランティア活動を通じた地域への効果など、具体的なイメージづくりができる広報が不足しています。
- 活動者の多くは高齢者であり、幅広い年齢層の人が参加しやすいプログラムが不足しています。

(2) 災害ボランティアセンターに関する活動

【事業概要】

日頃から市民の防災意識を高め、災害時に市民自身が自助・共助による減災活動や復旧・復興に取り組んでいける地域づくりのため、災害時の災害ボランティアセンター*運営やボランティア活動のコーディネート、平常時の訓練や普及啓発に協力する市民スタッフを養成します。

◇事業方針

災害時に、市民自身が自助・共助による減災活動や復旧・復興に取り組むことのできる地域を目指し、市民スタッフを養成します。

発災から復興まで、状況に応じて変化する被災者および地域のニーズに対応するため、平常時から関係機関・団体のネットワークづくりを一層進めます。

- 市民スタッフ登録者数 100 人を目指し、引き続き危機感を持って災害ボランティアセンター(*1) スタッフの確保・養成に努めます。
- フォローアップ講座や養成講座、定期的な交流会を通して、市民スタッフの自主組織化に向けた支援を行います。
- 関係機関・団体とのネットワークづくりを目的とした新たな事業の提案・運営を、小地域福祉活動と連携して行います。

令和6年度 災害ボランティアセンター 市民スタッフ養成講座

全2日 1/11(土)午前・午後、1/18(土)午前
わくわく健康プラザ



近年、災害後に現地で活躍する「災害ボランティア」は、大きな役割を果たしています。災害ボランティアが活動するためには、ボランティアと被災者を「つなぐ」必要があります。その「つなぐ」の役割を担うのが、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターです。本講座では、市内で災害が発生した際に市民相互の助け合い体制をつくるため、災害ボランティアセンターで「つなぐ」役割を担う市民スタッフを養成します。



主催 社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会

◆日時・会場・内容(所要時間)

日時	会場	内容
1月11日(土) 午前9時～11時半 (120分)	わくわく健康プラザ 社協会議室	1. 挨拶・オリエンテーション(10分) 2. 災害時に重要な自助・共助、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書について(6分) 3. 災害ボランティアセンターについて(6分) 講師：災害支援・防災教育コーディネーター 西崎 真由 氏
1月11日(土) 午後1時～3時 (120分)		1. 災害V.C.立上げ講習 講師：災害支援・防災教育コーディネーター 西崎 真由 氏 2. グループワーク・振り返り
1月18日(土) 午前9時～11時半 会議室1他 (120分)	わくわく健康プラザ 会議室1他	1. 災害V.C.立上げ講習 講師：災害支援・防災教育コーディネーター 西崎 真由 氏 2. グループワーク・振り返り 3. 事務連絡

◆参加条件
○心身ともに健康な20歳以上で、下記(1)～(4)のいずれかに該当する者
(1) 市内在住の個人
(2) 市内に活動拠点のある市民活動団体(自治会・自主防災組織を含む)
(3) 行政機関、県立大学等が指定する連携先の施設職員、学校教員、福祉施設職員等
(4) その他、本会会長が認める者
○修了後、「災害V.C.市民スタッフ」として登録し、災害時に被災者支援を目的に設置される災害V.C.の運営スタッフとして、センターの運営補助や災害ボランティア活動、地域における災害V.C.の周知・広報を行う意思のある者
○上記プログラムの全てに参加できる者。ただし、令和6年度「防災まちづくり学校」(主催：財団法人東久留米市社会福祉協議会)受講済者は、1/11(土)午前の受講を除外した参加を可能とする。

◆定員 20名 ※最小催行人数10名
○ 回数を多く参加する者は、1回ずつ名を上限とします。
○ 申込多数の場合は、ボランティア活動などの経験がある方を優先します。

◆参加費 無料

◆申し込み方法
以下のいずれかの方法でお申し込みください。
① 申込フォーム
② 電話またはメール、ファクス 「氏名(ふりがな)」「住所」「年齢」「電話番号」「メールアドレス」、「自治会や自主防災組織・ボランティアの活動経験の有無」をお送りください。
③ 申し込み用紙

◆締め切り 1月16日(月)～17日(火) ※延長しました!

【申し込み・問い合わせ先】
社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 ボランティアセンター
203 0033 東久留米市津山4-3 14わくわく健康プラザ2階
電話 042-475-0739 ファクス 042-476-4545
メール vol@nkc.or.jp@nkc.or.jp

※この講座は、過去に受けたい「運動」地域福祉活動委員会(配分金)を受けて実施しています。

¹ 災害ボランティアセンター：災害時に被災地に設置され、災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。市社協では、市との協定により、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、市と連携・協力し、わくわく健康プラザに設置します。主に災害ボランティアの登録受付及びコーディネート、被災者ニーズの整理・情報提供などを役割としています。

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 災害時の自助・共助を、自分のこととして取り組みます。自身が被災していないときは、災害ボランティアセンターのボランティアとして協力できるようにします。
- 災害ボランティアセンター市民スタッフとして、地域のニーズにアンテナを張り、平常時からの啓発活動に取り組みます。
- 日頃のボランティア活動や自治会などの地域活動に防災を取り入れて、災害の備えとつながりをつくります。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標4（2）緊急時に備え、日頃からのつながりを進める

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルを基に、市社協職員と市民スタッフが参加する講座を実施し、イメージと課題を共有することで、市民スタッフが自分たちの役割を具体的に考え、市民に伝えていく力を発揮しています。
- 市民スタッフの定期的な交流会の開催を行うことにより、市民スタッフ同士の顔の見える関係性づくりを始めることができました。
- 養成講座や啓発事業を通じて、自主防災組織や市をはじめとする関係機関とのつながりが強化され、災害ボランティアセンターの円滑な運営の土台ができました。

【課題】

- コロナ禍により市民スタッフ登録者が半減し、災害ボランティアセンターの運営スタッフが不足しています。
- 万が一の場合、市民スタッフのみでも災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営ができる仕組みづくりと登録者の意識付けが必要です。
- コロナ禍による避難所連絡会や防災訓練などの中止により、関係機関の横のつながりが希薄化しています。

方針2 お互いさまが響き合う地域にします

事業3 福祉関連団体等との連携・協力の充実

(1) 福祉関連団体連絡会・研修会の開催

【事業概要】

地域で活動している福祉関連団体との連携を図るため、定期的に研修会を兼ねた連絡会・情報交換会を開催します。

◇事業方針

市内社会福祉法人連絡会の枠組み（福祉関連団体がそれぞれの専門・得意分野を軸としながら、互いに協力・共有し合えるしくみ）を活かし、地域の重要な社会資源として近隣住民に頼られる存在になることを支援します。

- 市内社会福祉法人連絡会全体でもしくは複数で、または単独の法人が、それぞれ地域の福祉をすすめる団体として地域から期待される役割を果たすために、同連絡会のネットワークを有効に活用します。
- 社会福祉法人以外の福祉関連団体とも分野を超えて交流しながら情報提供・共有し合える関係づくりに取り組みます。

市内社会福祉法人連絡会広報誌



HAND in HAND 07
東久留米市内社会福祉法人連絡会広報誌
みんなをつなぐ広報誌
September 2024

志高くさわやかに、情熱を燃やす



同じような仕事をしている私たちが相互に作用し合って人の役に立つ働きについて考える場。今の時代の中でやるべきことを見逃さないよう、一緒に考えて行動できる場となるよう願っています。
今回ここに集えたことに感謝します。
【会長の冒頭挨拶から】

令和5年度事業報告・決算が承認されました
～ 事業本格化に向け課題に向き合った1年～

【令和5年度決算報告】

科目	決算額(円)
収入の部	
助成金収入	50,000
前年度繰越金	2,575
合計	52,575
支出の部	
消耗器具備品費	34,445
会議費	10,500
諸謝金	5,000
手数料	55
次年度繰越金	2,575
合計	52,575

○事業の成果
職員研修会の実施や広報誌の発行により、会員法人間の交流がすすみ、活動を推し進めやすい環境が整い始めた。第9回総会においては、全体でフードドライブに取り組むことが決まり、各法人とも可能な範囲、多種多様な手法で無理せず参加できる活動とすることを確認した。
職員の法人が分野を超えて具体的な取り組みを始められるまでになったことは大きな成果である。

○課題
会の意義や目的を内外問わず広めていくことが必要。新たな取り組みを進めるにあたり、協力関係となる団体との組み合わせや実施の規模などについての調整を要することとなった。しかし、これらの課題は動き始めたことによる前向きな課題であり、楽しみながら向き合うことを全体で共有した。



地域公益活動

わたしたち社会福祉法人は、人を支える「地域に無くてはならない福祉専門職」として、また、法人の施設や設備は、生活を支える地域の大切な資源として、地域から寄せられるニーズに応える役割を期待されています。
一方でそれらに応えるための取り組みを進めるには課題も多く、様々な工夫が必要です。
わたしたちができることを検討するにあたり、明確化された地域における公益的な取り組みの考え方について紹介します。

～ 地域における公益的な取組の考え方 ～

全ての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており（地域における公益的な取組の責務）、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている（社会福祉法第24条第2項）。

また、平成30年1月23日の厚生労働省通知により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られた。無料または低額な料金で提供されることを基本としつつも、支援が必要なが直接利益のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含まれることとなった。

要件3 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈の明確化

要件1
社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

要件2
日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

○支援が必要なが間接的に利益を受ける取組
○地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

出典 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会、「地域における公益的な取組の解釈の明確化」2019年3月

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 自分（たち）の活動を発展させるつながりを市内外でつくります。
- 身近な地域の社会福祉法人等、福祉関連団体の役割や活動を調べてみます。
- 福祉関連団体の持つ資源や機能を自分の地域の福祉活動に活かします。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標2（2）市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 平成30年に市内社会福祉法人連絡会を設立することができました（令和6年9月現在会員数22法人）。令和6年度は連絡会全体事業としてフードドライブ事業に取り組む計画となっています。
- 市内の社会福祉法人以外の福祉関連団体等が相互に情報共有できるツールとして、令和4年度より「Fuku福カタログ^(*2)」を発行しています。表彰式の記念品として活用し、概ね高評価を得ています。



Fuku福カタログ

【課題】

- 市内社会福祉法人連絡会全体で取り組む地域公益活動について、フードドライブ事業へ試行的に参加するなどの検証を行い、取り組みを前進させているものの、活動の本格化には至っていません。
- 市内福祉関連団体のそれぞれが持つ特徴を活かした地域（社会）貢献について議論が進んでいません。
- 事業所ごとの取り組みに対する意識の差が大きく、規模や人員体制等もそれぞれであるなかで、無理なくできる範囲で取り組みを継続しながら住民の期待に応える方法について検討する必要があります。

² Fuku福カタログ：市内障がい者福祉関連事業所の日常の取り組みやそこで生まれた自主製品を広く多くの方に紹介し応援者を増やすために、各事業所の魅力と応援方法（製品を購入して応援若しくは、寄付で応援）を1冊にまとめたギフトカタログとして、市社協表彰式の記念品として制作・発行したものの。

(2) 福祉関連団体の活動の支援・参画

【事業概要】

地域で活動している福祉関連団体の事業や組織運営に関する相談を受け支援しています。必要に応じて共催するなど、福祉関連団体と一緒に事業に取り組んでいます。

また、市社協事務局隣りにボランティア交流室を設けて、活動の場の提供と資機材の貸出しなどを行っています。

その他、各種団体が主催する会議などにも積極的に参加し、情報共有をしています。

◇事業方針

市内の福祉関連団体がそれぞれの専門・得意分野を軸としながら、互いに協力・共有し合える仕組みを活かし、地域の重要な社会資源として近隣住民に頼られる存在になることを支援します。

- 小地域福祉活動などの事業を通じて、個別の生活課題を地域の生活課題として捉える場づくりや福祉関連団体のニーズに基づく支援を継続するとともに、必要に応じて地域住民の持つ力の発揮場所にもなる新たな資源開発を進めます。
- 多世代が集う「場」の整備を通じ、新たな担い手と福祉関連団体が出会うことで、団体のかかえる困りごと解決につながる機会を創出します。

代表者が集まるミニデイホーム・サロン連絡会



調理をしながら交流を深めます
「あしたの食卓」



「松が丘カフェ みよしさんち」の活動



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 自分（たち）の強みや得意な分野をとおして地域で活動します。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標2（2）市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 福祉関係団体や住民組織が主催する会合などに地区担当職員が積極的に参画し、地域への情報の橋渡し役を担うことで、福祉関連団体が地域の中で住民からの期待に応える活動につながることができました。
- 地域の支え合いの居場所づくりの活動（ミニデイホーム・子育てサロン・みんなのサロン^(*)）の新規立ち上げや運営相談に対し、これまでのノウハウを活用し支援することで、継続的な活動が行われています。

【課題】

- 地域間の格差、福祉関連事業所の意識の違いなどにより、関わり方に温度差が生じています。
- 支え合いの居場所づくりの活動では、スタッフの高齢化から活動を終了したり、今後の運営継続に悩む団体が増えています。

³ ミニデイホーム・子育てサロン・サロン活動：市民が主体となり、日中孤立しがちな一人暮らし高齢者や障がい者、乳幼児を抱える親などを対象に、趣味・健康・交流活動を通じて顔の見える関係を創り、お互いの思いやりが循環する、『地域に開かれた継続的な集いの場』です。

方針3 思いを集めて安心につなげます

事業4 市民の自主的な地域福祉活動の支援

(1) 福祉活動に対する助成金の交付

【事業概要】

地域の住民及び団体が主体的に参画し、その自主性と創造性により行われる地域福祉活動の経費の一部を助成金として交付します。

特に、日中孤立しがちな高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた親などを対象とした地域の支え合いの居場所づくりの活動（ミニデイホーム、子育てサロン、みんなのサロン）の新規立ち上げと継続的な運営の相談と支援をします。

◇事業方針

歳末たすけあい募金を有効に活用し、住民自らが協力し合い、地域で必要とされている福祉活動が展開できるまちづくりを目指します。

- 効果的なPR手法について、引き続き検討します。
- 既存のボランティア団体や新たな担い手となる多様な主体が、助成金利用につながるようなしくみづくりに向け、調査研究します。

歳末たすけあい募金 地域福祉活動補助金
ボランティア・市民活動で見つけた このまちの課題と 募金の使い道

令和6年度
実績報告会

2/7(金)
14:00~15:30
中央町地区センター
第3・4会議室
定員 30人

安心と心ゆたかな
みんなのふくしのまちづくり

NPOころあ
一刻の会
発達障害当事者の会
一刻の会

東久留米
国際友好クラブ
住みよいまち弥生

社会福祉法人
東久留米市社会福祉協議会 ボランティアセンター
203-0033 東久留米市海山4-3-14 わくわく健康プラザ2階
TEL 042-475-0739 FAX 042-476-4545
ホームページ <https://www.higashikurume-shakyo.or.jp/>



ボランティア団体が活動の成果を説明
(令和5年度実績報告会)



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 自分（たち）が地域福祉を行うための活動費用を確保する方法を探します。
- 市社協に活動費用について相談します。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（2）地域で支え合う活動を後押しする
- 基本目標1（3）地域での温かな交流の場を広げる

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 歳末たすけあい募金を財源とした助成金事業について、補助金検討委員会を設置し、補助金の仕組みを変更しました。これにより、より公平性と透明性のある利用しやすい仕組みになり、新たな地域活動が促進されています。
- 地域福祉の課題に取り組むテーマ型サロン「みんなのサロン」の創設により、当事者グループがやりたいことを活動資金も含めて相談できる窓口となり、支援の幅が広がりました。
- 福祉関連団体が主体的に行う地域福祉活動の継続を支援することで、多くの地域住民が主体的に地域福祉の活動に関わり、生きがいづくりや孤立を防ぐことができました。

【課題】

- ミニデイホームや子育てサロンは、概ね対象とする団体に助成金を交付していますが、みんなのサロンの新規立ち上げ、ボランティアグループなどからの個別相談や申請が少ない状況にあります。
- 対象団体に情報が届いていない、もしくは地域のニーズ把握が不足している可能性があります。

(2) 共同募金事業の実施

【事業概要】

市内の社会的援護を必要とする方への見舞金及び福祉関連事業所やボランティア・NPO等の活動団体への助成等、地域福祉活動を充実するための募金活動である「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい運動」を実施し福祉のまちづくりの推進を図ります。

◇事業方針

共同募金事業の目的である地域の社会福祉サービスの充実をかなえるために、地域で暮らす誰もがそれぞれ無理なく参加、協力できる募金の方法について検討を進めます。

- 地域生活課題をわかりやすく発信するとともに、共同募金の実績を丁寧に報告し、配分金を活用した成果について工夫を凝らして広報するなど、住民等の理解と共感を得られるように運動を展開します。

福祉事業所のメンバーも街頭募金に参加（10月赤い羽根共同募金）



当事者団体やボランティア団体、福祉事業所が参加（12月歳末たすけあい運動）



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 寄付や会費等をとおして、困っている人を支える活動を応援する気持ちを表します。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標3（1）誰もが暮らしやすい地域づくりを進める

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 令和2年からコロナ禍の影響で縮小せざるを得ない状況が3年間続きましたが、令和5年度からは寄付する側と配分を受ける側分け隔てなく共に募金を集め、活用する循環を推進することができました。
- コロナ禍により街頭募金ができなかった年は、関係機関と協力してそれぞれが関係者への呼びかけ強化、戸別に案内をポスティングするなど新たな手法を工夫したところ、新規協力者の発掘につながりました。

【課題】

- 令和5年度の募金額は、コロナ禍以前並みに復活したものの、全体としては減少傾向です。
- 用途のPRが不足していることで、自分の募金が地域福祉の向上に役に立っているという実感がわかず、興味関心の目が向きにくくなっています。

方針3 思いを集めて安心につなげます

事業5 地域生活支援サービスの充実

(1) 判断能力が十分でない方の支援事業の拡充

【事業概要】

地域福祉権利擁護事業では、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援をしています。（※東京都社会福祉協議会受託事業）


◇事業方針

誰もが住み慣れた家や地域で自立した生活が送れるよう、成年後見制度推進事業や福祉サービス事業者等と連携を深め、支援を継続していきます。


- 事業の推進にあたり、成年後見制度推進事業への移行を踏まえた体制構築について検討を進めます。
- 高齢化が益々進む中で、相談内容も複雑多岐にわたることから、関係機関との連携強化を進めていきます。

地域福祉権利擁護事業

わたしたちが次のようなサービスでみなさんのお手伝いをします



福祉サービスの利用援助



福祉サービス利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

日常的な金銭管理サービス


日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。


Q 利用するには、どうしたらいいですか？

1 相談




A まずは電話でご連絡下さい。専門員がお伺いします。ご本人の状況や利用意思、契約能力について確認をします。

2 訪問調査




お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。

3 支援計画作成




利用契約を結びます。

4 契約



契約後は生活支援員がサービスを提供いたします。

5 サービス開始



Q 利用料は、いくらかかりますか？

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助

②日常的な金銭管理サービス

③書類等預かりサービス


■ 利用料

1回1時間まで1,700円
1時間を超えた場合は、30分までごとに650円を加算します。

1回1時間まで3,000円
1時間を超えた場合は、30分までごとに650円を加算します。

1ヵ月1,000円

※上記利用料のほか、実費分（利用者宅から金融機関や行政窓口等に出席した際の交通費など）は負担していただきます。



◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 自分や自分の家族の判断能力に不安を感じた時は市社協に相談します。
- お年寄りや子どもにあいさつを通して様子を気にかけるなど、家族や隣近所で自分（たち）ができることをします。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標3（2）一人ひとりの権利が尊重される社会を形成する

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 平成30年度より職員体制を強化したことにより、市役所・地域包括支援センターをはじめ、福祉サービス事業所等の関係機関への事業周知が進み、結果、相談件数が増加しました。また顔の見える関係づくりや相談しやすい関係づくりに努めたことにより、関係機関との連携を強化することができました。
- 相談受付から初回訪問までの期間を短縮し、本人の現状を早期に把握することにより、緊急性の高い必要な支援の対応や、利用契約までの期間が短縮し、利用者ニーズに応じることができました。
- 担当する職員全員が地域福祉権利擁護事業と成年後見制度推進事業を兼務することにより、成年後見制度への移行が円滑に行われ、切れ目ない支援が実現しました。

【課題】

- サービス利用の意思形成までに時間がかかる場合や、本人が抱える課題が複雑化しているケースが増えています。そのため、一件あたりの相談期間が長引き、相談開始までお待ちいただく場合も発生しています。
- 必要な人が誰でも制度を利用できるよう、利用料金を負担することが厳しい低所得世帯に対する救済制度（減免等）の創設について検討が必要です。

★契約者数（件）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
38	40	39	47	58	73	73	75	72

(2) 本人の尊厳を守る成年後見制度の利用促進

【事業概要】

市内の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になっている方が、地域で安心して生活が継続できるよう、成年後見制度の積極的な利用を促進するため、関係機関と連携を図りながら成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用、成年後見制度に関する相談・手続き、講演会等制度の啓発などを行なっています。

また、社会貢献型後見人^(*4)の養成・育成、後見人等候補者の推薦、社会貢献型後見人の後見監督人^(*5)業務を担っています。(※東久留米市受託事業)

◇事業方針

引き続き、市民への成年後見制度の周知等に努め、必要な人が誰でも制度利用ができるよう取り組みをすすめます。

- 今後の利用者増を予測し、地域福祉権利擁護事業を含めた体制構築について検討を進めます。
- これまでどおり社会貢献型後見人登録者の計画的な養成・受任を継続します。登録者には被後見人に寄り添った社会貢献型後見人らしさを活かした支援技術の習得を目指し、受任要件の緩和により受任機会の拡大を進めます。
- 制度推進に向け、報酬助成の対象について、市と専門職団体との協議の場を設けていきます。

⁴ 社会貢献型後見人：認知症や障がい等により、成年後見制度を利用する必要がある方に対し、親族でも専門家でもない、ボランティアな精神に基づいて支援をする「成年後見人」のことで、「市民後見人」とも呼ばれています。

⁵ 後見監督人：成年後見制度のもとで後見人を監督する個人または法人で、家庭裁判所が選任します。市社協では、市内の社会貢献型後見人の後見監督を受任しています。

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 自分（たち）で成年後見制度について学びます。
- 自分（たち）で学んだことを周りの人や様子が気になる人の家族に伝えます。
- 自分や自分の家族の判断能力に不安を感じたら、成年後見制度の利用を考えます。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標3（2）一人ひとりの権利が尊重される社会を形成する

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- これまでの啓発活動（講演会・勉強会等）により、市民への制度周知につながり、問合せ・相談件数が増加しました。
- また関係機関への制度周知を強化した結果、制度の理解が進み関係者との役割分担や連携がスムーズに行なわれるようになりました。
- 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行がスムーズになり、平成27年度から令和5年度の9年間で39件が移行し、うち2件は社会貢献型後見人が受任しています。

【課題】

- 高齢者人口の増加に伴い成年後見制度の相談は、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の相談とともに年々増加しているため、実施体制の強化が必要です。
- 制度推進に向けて、身近な立場で支援する社会貢献型後見人の活躍が求められています。令和6年度現在、社会貢献型後見人の受任件数が2件（累計3件）に留まっており、受任機会拡大のためには受任要件の見直しが必要です。
- 市による報酬助成の対象とならない低所得の被後見人について、専門職の成年後見団体より、報酬助成の対応が求められています。

★相談、利用件数（件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談延べ件数	1,696	2,027	2,210	1,732	1,786	2,605	2,985	2,372	2,756
新規相談実人数	164	139	142	145	169	200	170	131	117

(3) ふれあいサービスの充実

【事業概要】

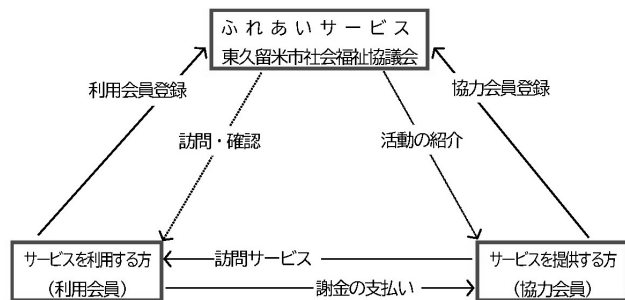
高齢者や障がい者、ひとり親家庭や産前産後の方に、登録した市民が、有償で家事、軽易な介助サービスを提供する、社協会員相互の住民参加型有償家事援助サービス^(*)です。

◇事業方針

地域に暮らす誰もが一人ひとりのライフステージに合わせ、その人らしい自立した生活が送れるよう、各種事業をより広く活用し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- 事業の趣旨を理解する協力会員の確保を図り、利用しやすい体制を推進します。
- 利用者ニーズや関連制度の動向を踏まえ、定期的な利用料の改訂を含めた事業の再構築を図ります。
- 協力会員が、日頃の活動で不安に思っていることなどを共有する場を企画し、安心して活動を継続していけるよう、フォローします。

ふれあいサービス会員ニュース



⁶⁾ 住民参加型有償家事援助サービス：制度の枠にとらわれず、住民同士がお互いさまの感覚で生活全体を支え合う活動です。地域住民がお互いに助け合い、支え合いながら活動することが特徴で、会員制と有償制の仕組みをとっています。利用者も費用負担があることで、必要ときに気兼ねなくサービスを受けることができます。

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 空いた時間に、会員相互の助け合い活動に参加します。
- 必要な場合はふれあいサービスを利用しながら、安心して暮らします。
- ふれあいサービスを知りたい時は市社協だよりやホームページで情報を入手します。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（2）地域で支え合う活動を後押しする
- 基本目標2（3）情報提供と福祉サービスの質の向上を図る

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 会員同士の助けあい活動として定着し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するために欠かせない、日常のお手伝いを提供できました。
- 既存の制度や事業では対象とならないニーズの受け皿になっています。

【課題】

- 地域によって、活動できる協力会員数に偏りがあります。
- 利用対象者や利用料の精査など、利用者ニーズに基づいた事業の再構築が必要です。
- コロナ禍以降、会員同士の交流会の再開が必要です。

★協力会員数（人）、利用件数（件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
協力会員	78	72	69	64	57	59	52	46	48
利用件数	2,393	3,344	3,078	2,060	2,654	1,379	1,025	1,562	1,386

(4) ファミリー・サポート・センター事業の充実

【事業概要】

仕事と子育ての両立のほか、子育てにかかる負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てることのできる社会環境づくりを推進する子育て援助活動支援事業です。

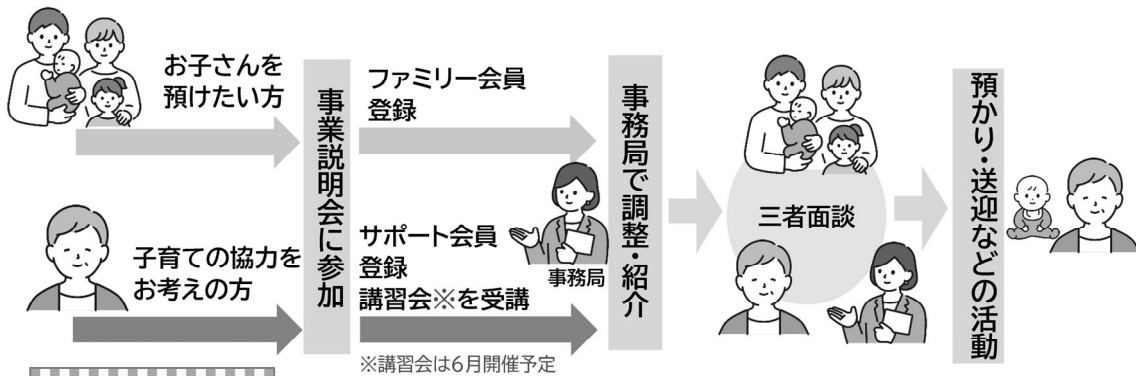
子育ての手伝いをしたいサポート会員と、手助けを求めているファミリー会員によるお互いさまの援助活動で、サポート会員が有償で、子どもの見守りや保育園等への送迎を行う事業です。（※東久留米市受託事業）

◇事業方針

地域に暮らす誰もが一人ひとりのライフステージに合わせ、その人らしい自立した生活が送れるよう、各種事業をより広く活用し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- 担い手不足解消のため、多様な機会や情報媒体を活用した広報活動を実施していきます。
- 互いの助け合いを意識した説明や広報、仕組みづくりにより、ファミリー会員がサポートする側のことも理解することで地域による支え合いの輪を広げます。
- 配慮を要する世帯に対して、迅速かつ丁寧なサポートと、地域福祉コーディネーター事業やふれあいサービスなど他事業と連動した支援をします。関係機関に事業特徴と住民の助け合いの強みを周知します。

利用・協力の流れ



ファミサポ・カフェは、ファミリー・サポート・センター事業を使っている人/使いたい人と活動している人/したい人の交流会です。出入り自由、予約なしの事業説明会もあります。地域の子育て支援を使う方法や仕組み、ファミサポのことの相談もできます。

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 空いた時間に、会員相互の助け合い活動に参加します。
- 安心して子育てができるよう、温かい目線で子育てを見守り、必要な時には声かけをします。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（2）地域で支え合う活動を後押しする

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 市民や関係機関からの信頼と協力を得て、地域の助け合い活動として定着しています。
- ファミリー会員からは、手助けをしてくれる地域の人の存在に安心して子育てができるという声があり、子育て中の心の支えにもなっています。
- コロナ禍や育児休業の取得増など、時代の背景による利用の変化に応じて、在宅ワーク中の子どもの見守りなど新たな子育て支援ができています。

【課題】

- 全国的な課題と同じく、高齢化に伴うサポート会員減少と新たな担い手の登録が少ないことにより、一部地域でニーズに応えきれていません。
- ファミリー会員は利用の必要がなくなると退会して関わりが途切れてしまいます。事業の趣旨である地域の相互援助として、サポートする側にも関わることの周知が必要です。
- 市や関係機関から、配慮を要する多様な世帯への支援の担い手として期待されていますが、求められている支援と専門的な知識を持たない地域の助け合いのできる範囲にギャップが生じることがあります。

★ファミリー・サポート会員登録者（人）、利用件数（件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ファミリー会員	576	573	567	588	587	542	526	573	538
サポート会員	214	208	206	202	194	172	164	165	148
利用件数	3,501	3,506	2,921	2,431	2,547	1,166	1,274	1,630	1,730

(5) 地区センター管理運営事業の実施

【事業概要】

市内在住の60歳以上の方が、無料で老人集会室・娯楽室（八幡町除く）等の利用ができる老人福祉センターと、一般市民を対象とした会議室や和室の貸し出しなど、市内5か所の地区センターの管理運営をしています。

（※東久留米市指定管理者制度による事業）

◇事業方針

指定管理事業の受託継続を目指し、市民の身近な公共施設として、それぞれの地区センターでの特徴を活かし、地域活動の拠点として活用できるように取り組みます。

- シニアクラブを始めとする地域住民を巻き込んだ新たな取り組みを随時展開していきます。
- 施設・設備の老朽化や管理備品の整備等は、これまで以上に日々の点検はもとより、業者による修繕履歴や定期点検結果等による予測により、市との協議・調整のもと対応を図ります。

地区センター毎に発行する通信

壁新聞で情報をお届けします

2024年3月 地区センター指定管理者 社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 発行

～ みんなの身近な公共施設 ～
中央町地区センター通信 第6号



こんにちは、こちらは東久留米市中央町地区センターです。地区センターは、気軽に利用いただける市民の皆さんの最も身近な公共施設です。この通信は、地区センターの近くにお住いの方にもっと利用していただけるように、3月と10月の年2回お届けします。今回も地区センターには何かあるのか、何ができるのかなどを知っていただければと思います。なお、この通信はシニアクラブ「中央クラブ」（p.3参照）の方々にボスティングしていただきました。

中央町地区センターで利用できるもの

〇老人福祉センター
「利用証」を提示すれば、老人集会室・娯楽室の利用ができます。老人集会室では、テレビを見たり新聞を読んだり、お仲間とお茶を飲んで話をしたりくつろぎます。利用証は、市内にお住いの60歳以上の方に発行しています。また、市内8か所の老人福祉センターで利用できます。

〇会議室等の貸し出し
会議室や和室などを貸し出しています。部屋を2つ繋げれば72名まで利用できる会議室や、15名と6名定員の会議室のほか15畳の和室があります。舞台もある老人福祉センターの和室などは夜間のみ貸し出しています。

〇その他 ※一部条件あり

- ・地区センターぎやりの利用
- ・福祉相談所への相談（p.2参照）
- ・印刷機の貸し出し
- ・車いすの貸し出し
- ・ボランティア保険などの手続き ※詳しくは地区センターへ

スマートフォンを楽しく学ぶ「地区Cスマホ講座」少人数クラスも好評開催中!

スマートフォンの基本的な操作を学ぶ「基本クラス」を受講した方でも更に学びたいと希望する方を主な対象として開催している少人数クラス好評です。ここでは、短時間（1時間）ですが、1コースの受講者は6人以上と文字通り少人数なので、自分の知りたいことを講師に質問しやすいことが特徴です。更に同じ興味のあるアプリを何人かで一緒に学ぶこともできます。最近では、PayPay等の電子マネーやFacebook等のSNSの使い方から東京ガスのお得な見方、脳トレゲームの使い方など様々なスマホの利用を学んでいます。令和5年度は60名の方が受講されました。参加費は6,000円（10回分・令和6年度から7,000円）です。定員に空きがあれば基礎クラスを受けていない方でも受講できます。詳しくは、中央町地区センターへお問い合わせください。

7-11-Wi-Fi 使えます!



1クラス6人までと人数が少ないので朝や夜に申し知りたいことが聞けます!

5地区センターの「今」を目撃!
地区センター（中央町・浅間町・野火止・八幡町・南町）
ウォールフォトジャーナル
～写真壁新聞～ [第9号]



2024年11月発行
地区センター指定管理者
社会福祉法人
東久留米市社会福祉協議会

スマートフォンを楽しくならしつかりと学びます。地区センターでは1度では覚えきれないスマートフォンの操作などを、有料ですが10回連続で学ぶ講座を開催しています。基本的な操作からLINEやQRコードの使い方から乗換案内や地図アプリの使い方などいろいろ学べる講座です。令和7年1月から、または4月から開始する講座も開催します。この機会にスマートフォンを使いこなすようになりませんか。詳しくは中央町地区センターへ。

スマホ連続基本講座

中央町地区センターの皆さん

野火止地区センター

南町地区センター

気軽に集まり体操やおしゃべりを楽しんでいます! 中央町・野火止・南町の各地区センターでは、老人福祉センターでわくわくすこやか体操やおしゃべりを気軽に楽しんでいます。予約しなくても、朝10時に中央町では火曜日と日曜日を除く毎日、野火止では月曜日に集まります。南町は毎週水曜日の午後2時半からです。詳しくは各センター窓口へ。

本紙に関するお問い合わせ：中央町地区センター
電話：042-479-5550（9時～17時 火・祝休み）

ご利用ください!
「ウォールガイド」
5地区センターを利用しているウォールを紹介しています。新たな趣味活動を始めると各センターに置いてありますので是非ご覧ください。
※11月改訂版

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 地区センターの催し物に参加します。
- 地区センターを利用して、自分（たち）がやりたいことをします。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標1（3）地域での温かな交流の場を広げる

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 市が推奨する「わくわくすこやか体操」を活用した取り組みなど、独自の企画の他自治会や福祉関連団体との協働事業などさまざまな取り組みを実施し、新たな地区センター利用のニーズに応えています。
- また、利用者アンケートなどで寄せられた意見からトイレの改修ほか、施設・設備の老朽化による小規模修繕・備品整備に迅速に対応しています。

【課題】

- 老人福祉センター風呂廃止による利用者確保のため、新たな企画等の検討が必要です。
- 4か所の地区センターは設立から40年以上経ち、雨漏りや外壁のひび割れなど施設の老朽化が進んでいます。空調など設備面においても改善を要します。

(6) 低所得世帯等の貸付事業の実施

【事業概要】

金融機関や他の公的資金制度からの借り入れが困難な所得の少ない世帯に資金を貸し付け、その経済的自立と生活安定を図ることを目的とした「生活福祉資金貸付事業」を実施します。資金の種類は、福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金などがあります。（※東京都社会福祉協議会受託事業）

また、市社協の独自事業として、急な出費等による生活困窮状態にある世帯の支援として、2万円を限度に資金を貸し付ける「応急小口資金貸付事業」を行います。

◇事業方針

地域に暮らす誰もが一人ひとりのライフステージに合わせ、その人らしい自立した生活が送れるよう、各種事業をより広く活用し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- 償還中支援の充実に向けて、借受人の生活の変化を早期に発見し、償還困難な状況に陥らないよう適切な対応につとめます。
- 経済的困窮以外にも生活課題を抱えた世帯を必要に応じて活用可能な制度へつなぎ、関係機関や地域福祉コーディネーター等と連携して地域における自立更生を支援します。
- 生活福祉資金貸付制度は相談支援付の貸付であり、相談者の状況や相談内容は多岐にわたるため、職員の相談スキルの向上や関連知識の習得につとめます。

緊急小口資金（生活福祉資金）

緊急小口資金は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金の種類の一つで、緊急かつ一時的に困窮している世帯の自立を支援するための貸付制度です。資金の貸付によってその後の生活及び返済の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、定められた「貸付対象理由」に該当する場合に対象となります。

貸付限度額は10万円以内の必要額で、返済は2か月の据置期間後12か月以内。無利子で連帯保証人は不要です。

応急小口資金貸付事業

応急小口資金は、東久留米市社会福祉協議会独自の貸付事業で、他からの貸付を受けることができない市内に居住する生活困窮世帯（生活保護世帯は除く）を対象とし、返済が確実と認められる場合に応急的に生活をたてるために必要な資金を無利子で貸し付けています。

貸付限度額は2万円以内の必要額で、返済期間は3か月以内。原則、事務局での面接後、民生委員の訪問調査を経て貸付の可否を決定します。

◇取組の主役＝市民の役割（取組例）

- 一時的にお金にどうしても困った時、困りそうな状況になった時は自分だけで抱え込まずに早い段階で市社協に相談します。

▼事業に連動する市の地域福祉の取組（東久留米市地域福祉計画（第4次改定）より）

- 基本目標2（1）地域課題や困りごとの発見・相談の仕組みを充実する

◇これまでの取組の成果と課題

【成果】

- 資金貸付に関する相談を入口に、世帯の抱える困りごとを整理し、解決に向けた方策について共に考え必要な支援につなぐことができました。
- 民生委員および職員による償還中世帯への継続的な訪問、見守りにより、世帯の状況変化の早期発見ができたほか、適切な救済措置の利用案内・促進など、自立に向けた支援ができています。

【課題】

- コロナ特例貸付が実施されたことにより、「生活福祉資金貸付制度は相談支援付貸付である」という前提が崩れ、本来貸付の対象とならない世帯が制度の利用を希望する実態があります。
- コロナ禍における対面支援の休止、特例貸付関係業務の増加の影響で、支援が必要な世帯への対応が最小限にとどまっており、充実を図る必要があります。
- コロナ禍で顕在化した生活課題を抱える世帯への包括的・継続的な福祉的支援を検討する必要があります。

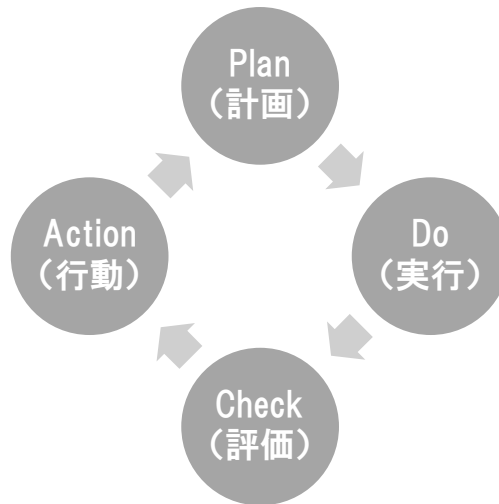
★事業実績（件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活福祉資金相談件数	141	81	180	124	128	9,795	5,546	1,935	1,321
応急小口資金相談件数	84	14	50	98	89	168	78	106	86

第4章 活動計画の推進方策

第四次活動計画の推進・展開にあわせ、活動計画推進・評価・検討を継続するとともに、社会福祉法、市社協定款による「経営の原則」の視点からも、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（行動）－（PDCAサイクル）を運用し、毎年度ごとに進捗状況の点検・事業評価を行っていきます。

PDCAサイクル



（1）事業進捗状況の点検

① 計画の進捗状況の把握

計画に記載された活動・事業について、どこまで実施されたか、毎年把握をしていきます。

② 活動の問題点の抽出

活動の内容について、利用者や市民の意見などを吸収し、問題点を抽出していきます。

（2）事業の評価

① 事業担当者による評価（内部の自己評価）

評価項目などを検討し、事業を進めている担当者（社協職員など）による自己評価を毎年度実施し、対応可能な課題は改善に取り組みます。

② 主催事業による評価（参加者の評価）

講座やイベント、説明会・研修会等の開催後に行うアンケートで、感想や満足度のほか内容の理解や企画についての評価により、次の企画等に反映していきます。

③ 社協会員及び市民（サービス利用者等）による評価

重要な事業や活動について、アンケート又はヒアリング等で調査を実施し、社協会員及び社協の提供するサービスの利用者等からの評価を実施していきます。

(3) 計画の見直し

① 前期終了時点

後期の5カ年に向けて、前期が終了する5カ年目に前期の見直しを図り、計画改定時には無かった制度や考え方などを計画に盛り込むなど計画の見直しを図ります。

② 後期終了時点

活動計画の終了にあたり、これまでの取り組みの振り返りを行うとともに、新たな地域の福祉計画の策定等について検討します。